

令和4年12月6日

1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

2. 欠席議員

11番 萩尾 洋

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
定	住	高巢	雅彦
人	権・同	古	家浩
共	同		
参	画		
推	進		
課	長		
福	祉	遠藤	宏樹
子	育	末崎	聡
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
林	業	月足	和憲
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
学	校	郷田	純一
星	野	川口	良和
支	所		
長			

## 議事日程第3号

令和4年12月6日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 堤 康 幸 議員
- 2 高 橋 信 広 議員
- 3 森 茂 生 議員
- 4 高 山 正 信 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。一般質問2日目、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。高橋信広議員、森茂生議員、高山正信議員要求の資料をタブレットに配信しております。

なお、11番萩尾洋議員からの欠席届を受理しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程に先立ちまして、子育て支援課長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

昨日の田中栄一議員の一般質問においてお尋ねがありました幼稚園と認定こども園の所管課について私の発言に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

幼稚園は学校教育課が所管し、認定こども園は学校教育課及び子育て支援課が所管しているのかとの御質問に対し、間違いのない旨を発言いたしました。正しくは幼稚園と認定こども園はいずれも子育て支援課が所管しておりますので、発言を訂正させていただきたいと思

います。よろしくお願いたします。(31ページを訂正)

**○議長（角田恵一君）**

ただいまの発言の訂正については、議長においてこれを許可いたします。

**日程第1 一般質問**

**○議長（角田恵一君）**

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。7番堤康幸議員の質問を許します。

**○7番（堤 康幸君）**

皆さんおはようございます。7番堤康幸です。

中山間地域の振興なくして八女市の持続的な発展はないという強い思いの中で、平成27年の初当選以来、今日まで議員活動を続けてまいりました。

執行部の皆さんには様々な地域課題について解決し、また改善の方向で御尽力をいただいておりますが、地域人口の減少による新たな課題が次々として出てきているのも事実であります。

議員としての任期も5か月余りとなりました。そこで、私の活動の中核となしております八女市の中山間地域振興について一般質問を行います。

1点目、定住促進には何が必要と考えているのか、2点目、農業及び林業の活性化を図るための最優先施策は何か。3番目、道路や河川の整備の現状と今後の取組の進め方という、以上3項目についてお伺いをいたします。よろしくお願申し上げます。

**○市長（三田村統之君）**

おはようございます。7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の中山間地域振興についてでございます。

定住促進には何が必要と考えているのかというお尋ねでございます。

将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けられるようにするためには、日常生活に必要な機能、サービスを確保するとともに、地域資源を最大限に生かした魅力的な地域づくりを進める必要があると考えております。

そのため、定住支援施策の重点的な取組や移住・定住に関わる情報の効果的な発信を行い、定住促進に努めているところでございます。

次に、農業及び林業の活性化を図るための最優先施策は何かという御質問でございます。

農業の活性化を図るための最優先施策につきましては、地域特性を生かした産業の振興を施策の基本的な方向として、農業生産基盤の整備、八女ブランド化の推進を施策目標に、担い手支援や農業生産条件の整備など様々な支援を行っております。

特に中山間地域の農業振興につきましては、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮される豊かで住みよい農村社会の実現を目指すことが重要であります。

今後、農業者や農村人口の著しい高齢化、減少などにより厳しさが増すことが懸念されるため、引き続き多様な担い手の育成、確保と省力化機械の導入等の生産基盤の整備に向け、各種補助事業の活用を図り、収益性の高い農業経営の推進と農業・農村の持続的な発展を目指してまいります。

また、林業につきましても、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしており、中山間地域の維持、活性化を図る上で、必要不可欠なものであります。

近年は、施業の集約化等を通じた林業経営の効率化や、林業労働力の確保、育成等に向けた取組により、国産材の生産量の増加、木材需給率の上昇など、回復の兆しが見えつつあります。

しかしながら、中山間地域においては、過疎化及び高齢化等により、地域における森林保全が困難になりつつあり、林業の担い手の育成、確保が重要な課題となっております。

このため、自伐型林業者等の担い手の育成、確保の推進や森林経営管理制度を活用した施業システムの構築により、地域に応じた森林の保全、管理を進め、森林資源の利活用促進による経営基盤の確保と林業の成長産業化に向けた取組を進めてまいります。

次に、道路や河川の整備の現状と今後の取組の進め方という御質問でございます。

八女市では、市道数5,350路線、延長約2,490キロメートル、その他河川水路という膨大な市道・河川の維持管理を行っている状況であります。

現在、市道等の整備につきましては、道路拡幅や河川護岸の整備など、行政区等からの要望を基に実施しているところであり、今後においても、引き続き早期整備に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○7番（堤 康幸君）

定住に向けての基本的な考え方でございますけれども、第5次総合計画の1-3住宅というところで、安全で良質な住環境を提供できるまちをつくるということでもありますけれども、今、定住対策課として主眼を置いてある施策は何でしょうか。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

定住促進の取組につきましては、本市の人口減少を総合的かつ効果的に推進していくための指針でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて事業を展開しているところでございまして、具体的には、若年者に対しましての賃貸住宅の家賃や引っ越し費用の支援、市内にマイホームを取得される方への支援などを積極的に行っているところでございます。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

住宅を中心にした施策ということでございますけれども、流出防止というのは当然大事なことでございます。しかし、今人口がどんどん、これは日本全国の人口が減っているというのは、平成27年をピークに我が国では人口が減り始めておりますけれども、ここで資料をお持ちであれば直近の自然動態と社会動態が分かれば教えてください。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

昨年1年間の八女市の人口動態でよろしいでしょうか。昨年1年間の自然動態、いわゆる出生者から死亡者を差し引き、マイナス591名少なくなったということでございまして、社会動態として、転入から転出を引いた差し引きが74名、転出超過が74名という状況になっているところでございます。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

今朝、ホームページを調べてみて、平成24年1月末で6万9,346人、今年の10月末で6万875人ということになっておりますけれども、この減り方にしても、地域で物すごい差があるわけですね。今日ここで議論させていただきたいのは、初めに標題に申し上げておるように中山間地域の問題です。中山間地域で人をできるだけ減らさないように、流出を防ぐようにするための施策として、基本的な方向性ということで第5次総合計画の中にうたわれておりますけれども、相談体制の充実と効果的な情報発信を行うとありますが、この情報発信というのはどういうことをしておられますか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

移住・定住の情報発信につきましては、まずは八女市の市のホームページで特設のサイトを運用しております。そちらのほうでまずは情報発信を行っておることと、あわせて、福岡県が管理しています移住・定住ポータルサイト、また民間、全国的に展開されていらっしゃいます移住・交流推進機構等々のサイトにおきまして、八女市の立地や特性、または移住・定住に来られた方の支援策、または空き家の情報であったり、地域おこし協力隊の情報等を掲載させていただきながら、移住・定住促進に努めているところでございます。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

今、課長から答弁がありましたけれども、本当に言葉として失礼ですけど、極めて通り一遍の、どこもやっているような形の情報発信ではないかなという感じを受けた次第ですが、ある程度中山間地域に特化した発信が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

定住対策課におきましては、まずは広く八女市全体に来ていただきたい、移住をしていただきたいということで、福岡都市圏であったり、東京、関西方面にまずは八女市のいいところ、来ていただいたらこんな支援策がありますよというものを広くしていきたいということで重点的にやっているところでございます。

ただ、議員の御指摘のとおり、中山間地に限ってということでございますが、限ったPRはやっておりませんが、一つ事例として御報告させていただきますと、中山間地で抱えております課題解決、いろんな課題があると思いますが、課題解決に向けてぜひ人的支援、担い手として協力できないでしょうかということで、そういった広くPRをやっておるところでございます。これが地域おこし協力隊制度でございまして、八女市で抱えています課題を広く皆さんにお知らせすることによって、よし、私は八女市に来て手伝ってあげようと、そういった方たちを広く募集をやっているというところでございます。

以上です。

**○7番（堤 康幸君）**

地域の課題解決のための募集もやっておるということですね。目標指数、若年世帯の移住・定住世帯数累計ということで、令和元年に242世帯、目標値、令和7年に660世帯とありますけれども、この令和元年の242世帯というのは、具体的に説明をお願いします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

総合計画に掲げております基本目標につきましては、定住対策課で行っております支援策を活用されて八女市に転入、来ていただいた世帯ということでございます。

以上です。

**○7番（堤 康幸君）**

この令和元年の242世帯というのは、市外からこれだけの世帯が入ってこられたということですか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

そのとおりでございます。

**○7番（堤 康幸君）**

どうもこういう数値にしても、いわゆる平場、中心部が主体になっていないかなという気がするわけですね、我々、中山間地域に住んでおる者からすると。

それで、うちの地域から同じ市内に転居される方がいっぱいおられます。市内には住んで

おるけれども、その地域にいない。相対的数字だけ見ると、ただそれを数字だけ見るとあまり変化ないようですけれども、地域としてはそれだけ人口が減る、世帯数が減っていくと、いろいろ地区の運営その他、次に議論をさせていただきますけれども、農林業の担い手の問題とか、そういう部分に物すごい影響が既に出てきております。

そういう面で、今の農的な暮らしを求める人たちへの情報提供というのが非常に大事なことはないかなと。中山間地域の人が足りない、さっき課長が言われましたけれども、いいところですから来てくださいというのは、あまり心に響かないのかなと。困っているところを助けてくださいと、そういう発信の仕方のほうが、現実に私の知り合いにも佐賀県の太良町でミカンを作っておりますけれども、ホームページで、今ちょうどミカンの収穫期ですが、収穫の人手が足りんとですよ。地元で今までずっと収穫作業に当たっていただいていた人たちが高齢化で、足が悪い、腰が悪い、今年は手伝いできませんという形です。そういうところで困って、ホームページで発信して、こういう収穫の期間助けていただけませんかという発信をして、今、北海道から家族でミカンの収穫の手伝いに来ている家族、昨年からは来ていますけれども、大阪からも日本の各地から、そういう発信の仕方をすると、2地域居住という形も含めて来る人がおります。基本的にもうちょっと中山間地域の現状を踏まえた上でのきめ細かい発信が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

本市におきましても、人口減少に伴いまして、担い手の確保というのは非常に重要な課題でございます、いかにこの人材を確保していくかということの方策として一つあるのが、先ほど御説明いたしました地域おこし協力隊制度があると思っておるところでございます。

議員の御質問でありましたとおり、本市の抱える課題を解決するための一つの施策として、やはりこの地域おこし協力隊制度を今後しっかり活用していく中で、今御提案いただきましたような八女市におきます地域課題等の整理をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○7番（堤 康幸君）

とにかく人がいないというのが何にしても一番困るわけですね。その程度があります。ここら辺までなら何とか大丈夫、でもここを切ったらいろいろな意味で支障が出ると。地方創生がちょうど27年から始まって、ちょうど私の初当選と一緒になんですけれども、そこで総合戦略と人口ビジョンの策定が義務づけられて、今その流れの中で動いておると思っておりますけれども、八女市の人口ビジョンの22ページに、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析ということで、地域の産業経済に与える影響、生産年齢人口の減少、この減少が総所得の減少



による域内市場産業の縮小と。それから、生産年齢人口に対する老年人口割合の拡大、後継者不足による地場産業や基盤産業（農業）の衰退と。これがもう現時点で現実のものとなっておりますけれども、こういうことを踏まえた上で、今、地域おこし協力隊という話も出ましたけれども、もうちょっと積極的に活用すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

先ほどからの地域おこし協力隊制度の活用については、先ほど御説明差し上げたとおりでございます。ただ一方で、地域おこし協力隊の目的といたしましては、業務終了後、八女市に定住をしていただくというのが一つの大きな目標でございますので、そのためには、やはり募集を開始する前からきちっと受入れ地域において地域おこし協力隊をどのように活用していくのか、明確なビジョンを持っていただくような、いわゆる受皿の環境整備というのが非常に大事と思っておりますので、まずそこからしっかりと整備をして、今後の地域おこし協力隊の活用を積極的にやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○7番（堤 康幸君）**

当然、地域の受入れ体制の整備というのは一番大事なことだろうと思います、それは住宅にしろですね。特に地区の共同体の意識づくり、大体社会動態で結構プラスに人口を増やしてあるところ、動態だけを言うとはですね、そういうところはほとんど地域が物すごく醸成されておると、そういう印象を受けるわけですがけれども、今言われた、そういうところの整備をしていくというのは、具体的にどういうことをされますか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

地域おこし協力隊の活用につきましては、定住対策課だけでは当然できませんので、本庁関係各課としっかりと情報を共有して、今実際何が課題なのか、どういったことをすればそれが解決できるのかというのをしっかりと情報共有させていただきながら活用していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

**○7番（堤 康幸君）**

それはもう当然そうでしょう。この後、農業振興課、林業振興課にもお伺いをいたしますけれども、今からやるということですか。今もずっとそういうことをやってあるということですか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

現在、地域おこし協力隊の募集業務につきましては、毎年今ぐらいに関係各課のほうにまずは周知をさせていただいております。そこで上げてきていただいた課題をしっかりとヒアリングを行って、財政当局のほうに予算の確保をしているということで、今現在におきましてもしっかり情報共有をさせていただいているところでございます。

以上です。

#### ○7番（堤 康幸君）

とにかく人がいない、人口減少が一番の問題でございますので、いいところだから来てくださいという、上から目線の発信じゃなくして、現実に関ここで直面している困ったこと、助けてもらわなきゃかんようなことをしっかりと発信していただいて、とにかく人口が少しでも減らないような努力をしていただきたいと思います。

次に、2点目ですけれども、農業及び林業の活性化を図るための最優先課題は何かということですが、一番の問題点というのは担い手の確保だろうと思いますけれども、現在、この担い手確保のために市としてやっておられることを説明をお願いします。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

まず、農業分野につきましては、市、J A、県の普及指導センター、そういった構成でつくっております八女地域農業振興推進協議会、こちらのほうに専門部会として新規就農支援対策会議を設置して、そこで担い手確保について様々な議論をやっているところでございます。

具体的には、J Aの就農支援センター、そちらのほうにどうやって就農者を募集するのか、そういった部分について具体的に協議を進めているところでございます。

以上となります。

#### ○7番（堤 康幸君）

平成25年に農業構造改革による農業の成長産業化ということが打ち出されて、農地を集積することにより大規模経営者の育成という方向に農政が動き出しております。

ということは、人がいなくてもいいようになったということですよ、言い換えれば。農地を一人に集積するということは、小さい人はもう要りませんよという政策が平成25年に始まったと。その負の側面が出てきたところで、農水省も農業改革の負の遺産の側面が中山間地域を直撃したと。この認識の下に、令和2年3月、食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中に初めて半農半X、要するに兼業を認めるような方針が出てきております。多様な担い手が地域社会を維持し、産業と地域の両政策から支援をすると、こういうことになっておりますけれども、市で今言われております多様な担い手の中に、兼業農家や趣味的

な人は含まれておりますか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

先ほど言いました組織、新規就農支援対策会議、そういった部分でも、専業農家の育成だけでは産地維持は厳しいという認識でございます。

その中で、例えば、半農半Xであったり、60歳定年で上がった方、退職して帰農者、農業に帰ってくるということで、60歳からの就農、そういった方を多く呼び込んで産地維持を図らなければ、なかなか産地維持、中山間地域農業の振興にはつながっていかないということで、まだ論議を始めたばかりで、具体的にこうしましょうというのは、今から詰めさせていただくところでございます。

**○7番（堤 康幸君）**

どうしても専業農家ということになると機械化が必要になるし、当然基盤整備、ある程度の面積が必要と。そうすると傾斜地の、言うならば経済的に不利な農地の場合は放棄されるという形で今の現状があるのではないかなと思いますけれども、そういうところを、農業だけで暮らしていくということじゃなくて、いわゆるある部分趣味的な感覚を持った方、農的な暮らしを求めている人、こういう人たちの場合は、そこまで効率とか、そういう地域を守っていくとか、そういう面も含めたところで十分役割を果たしていただけるのではないかなと。若い世代の価値観が相当変化をして、私もさっき言いました、今太良町に来ておる北海道の家族ですが、夫婦と3歳の子どもさんを連れて、1月末ぐらいまで太良町でミカンの収穫に携わって、子どもは太良町内の保育園に今預けて、仕事を手伝っていただいておりますけれども、話を聞くと、そういう考えは自分の仲間もいっぱいおると。本人はもともと大阪の出身で、農業をやりたいということで北海道に行って、冬場は北海道での農業ができないので、暖かいところに来て農的な仕事をして、1月末から家族でタイに旅行に行くと、そういう計画をして、また3月頃北海道に帰ると。確かに専業育成というのは大変大事なことです、基本を抑えてもらうために。しかし、今の中山間地の農地の現状を見てみるともったいないですよ。今までずっとやってきた部分が放置されて、荒れ果てていくというのは。そういうところに、本来は専業農家を入れるというのが筋ですけれども、そういう人たちをしっかりと呼び込んで地域を守ってもらうというのが必要ではないかなとも考えておりますけれども、そういうところを含めて、今、定住対策課、地域おこし協力隊、関係各課と相談をしながらということですが、農業振興課として、そういう人を呼び込むという考えはありませんか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、所得は別に確保できているので、楽しみの延長上で農業をやりたい、また、別に仕事はあるので、例えば、所得目標、認定農業者あたりでしたら5,000千円の所得目標とかあるんですけど、それが2,000千円でいいとか、こういうライフスタイルを目指す農家につきましては、私どもも非常に今後産地維持には必要な人材ということで思っております。その辺を踏まえて、地域おこし協力隊についても今後検討していく必要があると思っております。

なお、今、定住促進課と共同でやっております農についての新規就農者については現在研修を行っておりますけど、1名果樹関係で研修を行っておりますけど、こちらにつきましては、専業の農家を目指すということで、現在定住とともに推進を図っているところでございます。

以上となります。

#### ○7番（堤 康幸君）

ここに内閣府の「地域の経済2020－2021」の中に、2022年卒業予定の大学生や大学院生の57%がテレワークなどで働く場所が自由に決められる場合には地方に住みたいという回答をしているということです。若者の地方移住への感心は相当高いものがあるのではないかなど。こういう潮流をうまく拾い上げて、全ての面で人は足りんとですけれども、うまくこういう若い人たちを呼び込む必要があると思います。

この場合、ただ来てくださいじゃなしに、ある程度作物を特化して呼び込んだほうがいいのではないかと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

中山間地域におきましては、主な農産物、果樹が一番多いんですけど、その果樹のここ最近の動向を見ますと、5年前であります平成29年に対しまして、直近であります令和3年度の売上げ、JAの販売高ですね、これは旧八女市分になりますけど、113%ということで、果樹関係が10%以上伸びているような状況でございます。つまり、経営的に安定している品目となりますので、当然、議員がおっしゃるとおり中山間地で荒れてきているのは果樹関係も含めて傾斜地が強いところでございますので、その辺をうまく活用して、そういう半農半X、そういった農家の育成につなげればと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

特化したと言いましたけれども、その地域に合った作物じゃないと当然そういう結果は出ませんので、そういう意味で何回もこういう場で発言をしておりますが、今この八女市の農地、黒木の城山付近までということで限定しますと温州ミカンが一番、恐らく九州の中でも一番今いい、栽培上は適地だろうと私は思っています。まだ今一般的に思い込みとして、熊

本県の河内だとか、三角とか、そういうミカンを皆さん想定されますけれども、気候変動の影響が出るようになってから、まさにここが一番栽培しやすいと。中山間地の農地をある程度の面積で管理するということになると、お茶か果樹しかないですもんね。特に、ある程度の半農半Xの部分でも、30アールとか、50アール未満ぐらいでやれる。となると温州ミカンが一番いいと思っています。

恐らく今年は単純に個人的な想像ですけれども、全国で60万トン台に落ち込むのではないかなと思っておりますし、そういう意味で、その落ち込みがどこがひどいかというと海岸線なんですよ。温度が高いところですね、そういうところも含めて、外にしっかり発信をしたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

果樹関係の露地栽培ですね、こちらのほうの就農支援に当たりまして、大きな課題となりますのが、一つは技術の習得、もう一つが農地の確保、その確保に至っても、例えば、苗を植えたら5年間は未収益、そういった、農地は確保できてもすぐさま所得につながる農地じゃないという、この2つが大きな課題となっております。

一方、施設園芸につきましては、もう7年前から新規就農支援のJAの研修センターの歴史がありますので、この7年間の歴史で分かってきたことが、もう7年たちますと15人程度のイチゴ生産者が増えました。当初、空き農地、空きハウスの確保に非常に大きな障害というか、よそから来た人に対する信頼といいますか、そういった部分が薄くて、なかなかそこから辺の確保に苦慮しておりました。つまり、それは果樹関係においても同じだろうということで、今、地域おこし協力隊で一人研修しておりますけど、彼については、地域の中の研修を受け入れる農家さんのところで複数年しっかり研修をして、その間に農地も見つけて、就農後すぐさま所得につながるような営農形成といいますか、そういったものまで並行して行いましょうということで、その間に研修を受けている本人には、部会の役員さんであったり、地域の農家さんにとにかく顔を売ってくれと。それが、例えば農地確保とか、住まいの確保につながってくるからということで、現在、受入れ農家さんを中心に、農地の世話、住まいの世話とか、そういった部分で、近所の農家さんに聞いても、あそこで研修しよるやつは頑張るとるねということまで受けております。そういった形で、議員のおっしゃるとおり、果樹関係についても一つのパッケージとして外部に呼び込むというのは非常に理想的だと思っております。ただ、その下地づくりとして、定住促進課長も言いましたけど、地域づくり、農業においては作物の部会の中での認知度、そういった部分についてしっかりやっていく必要があるので、今ちょっと時間かかりますけど、地域おこし協力隊の制度を活用して就農者を育成しているところでございます。これをまた分析しまして、議員がおっしゃるとおり、

ほかの果樹関係についてもこういった形が一番理想的なのかをしっかりと協議させていただきたいと思っております。

以上となります。

#### ○7番（堤 康幸君）

今、新規就農支援センターでは、ほとんど施設ですよ。これは基本、専業でやっていくという人の育成だろうと思います。

今、課長が言われるように、永年作物になると、自分で植えてからという収支が改善するまでにほぼ10年近くかかります。ただ高齢で、とりあえず自分のところの後継はないと。畑は今まで管理しておったやつがある、そういうやつをうまく回せるような仕組みづくりが必要だろうと思います。

温州ミカン、先ほどの写真というか、画像、それは樹齢が65年生なんです。それで、去年の例ですけれども、1本にコンテナで13杯、260キロぐらいの収量があると。それが大体4メートル、5メートル、20平米の樹冠面積になると、1反に10アール当たり50本、掛け算すると、10アール当たり10トン超の収量になると。ちょっと今年恐らく10杯ちょっとぐらいになるだろうと思いますけれども、それでも10トンは十分、そういう木なんですよね、温州ミカンというのは。それで、今までやってこられたところをうまく受け継ぐと、そもそも初期投資が要らないと。極端に言えば、軽トラックと動噴、草刈り機ぐらいあるとそこそこの面積はやれる。そういう畑の後の継承の問題ですね、そこら辺の仕組みをしっかりとつくっていった方がいいと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、次世代に渡す農地、農業者は減っております。高齢化もしておりますので、現在、JAの部会において、今後の就農についての意向のアンケートがっております。あと5年続けますよ、後継者はいますよ、あと10年後には自分は貸していいですよとかいうのがありますので、まずその集計がほぼほぼ終わっておりますので、そちらをデータ化するとともに、一部の部会の役員さんとかと個人的に話す中では、地域内で定年になる方を洗い出して、その方に、定年後の一つのライフスタイルとしてどうかいという推進をかけようかとかいう話になっておりますので、産地の動向については、さっき10年ぐらいのやつは部会中心で、ある程度把握できておりますので、それに基づいた推進をかけたいと思っておりますのでございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

そういう意向調査が終わって、結果も出ておるといことであればしっかり分析をされて、その畑が無駄にならないように、きちっと跡を継承できるような仕組みづくりで頑張ってい

ただきたいと思います。

続いて、林業ですけれども、今、私が知る限り、林業関係で地域おこし協力隊が2名、黒木町の山で頑張ってくれておりますけれども、自伐型でいくということになると、山林を提供するといったらあれですけど、管理を任せてくれる人がいないと成り立たないということですが、それに対して今、課長はどういうふうな感覚を持ってありますか。

#### ○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

堤議員の御質問の内容につきましては、市長の答弁にもございましたように、この担い手の問題と林業の活性化につきましては、ただいま進めております手の行き届いていない山につきまして、そういったものを集約するという目標を立てて現在整備を行っているところでございます。

それこそ、今、福岡県のほうで航空レーダーの調査が行われて、それを翌年に解析を行っておる段階でございますので、順次、八女地域の中、複数年かかりますけれども、そういったもので対応していきたいと思っております。

なお、現在のところは、非常に活発に活動していただいておりますので、そういった地域の方のツテで、大変地域の方には御協力しておることは承知いたしておりますので、引き続き、そういった縁故関係と申しますか、そういったものを大事にされて林業に御協力いただけたらと考えております。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

森林の管理に対しての意向調査がもうしばらく時間がかかるということでございますけれども、八女市にとっては最大の資源ですよね、森林は。やっぱりあるものをしっかり生かしていくというのが今から先大事なことだろうと。今までも大事なことでございましたし、昭和30年代までは、極端に言うとも林業とミカンの生産で八女地域は経済が回っていたと。そういう歴史がありますので、それをまた再生するという意味で、そこら辺にしっかり力を入れていく必要があるだろうと思います。

今、地域おこし協力隊は林業関係で頑張ってくれておりますけれども、これをしっかりと独り立ちさせないと、この後の次にお願いするのにいろいろな影響があると思いますので、特に自伐型の場合は作業道とそれに伴う機械化、これに対しての支援がしっかり必要だろうと思います。いろいろな意味で譲与税の問題もありますし、そういうやつの使える幅をいろいろ工夫されてやっていただければと思います。

今、一番本人たちに話を聞いてみると、困っているのは、機械のリース料が一番費用負担として大きいということですが、ここら辺についてどういう考え方を持っておりますか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

本年度より、八女市といたしましてはそのような自伐型林業に取り組んでおられる方や一人親方の方につきまして補助事業を拡充させていただいておるところでございます。

ただ、議員御質問でございますけれども、そういった機械のリースにつきましても、他の自治体の例もいろいろあるようでございますので、そういったものにつきましては、今後十分研究しながら取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

以上でございます。

**○7番（堤 康幸君）**

森林面積3万ヘクタール以上の広大な森林、物すごい資源だと思いますので、ここをしっかりと活用できるように今後も取組をお願いしたいと思っております。

3番目に行きます。道路や河川の整備の現状と今後の取組の進め方ということですが、今定例会にも報告第16号 路肩崩壊による車両の損傷ということ、それから令和4年6月定例会においては、報告第1号から第3号まで、第1号が道路陥没による車両損傷、第2号が地面陥没による人身事故、第3号がグレーチング落下による車両損傷ということで専決処分  
の報告が上がってきておりますけれども、この点が、どうも議案資料あたりを見てみるとちょっとした穴ぼこというやつが原因のようでございますが、ほとんど165千円、174千円、182千円の賠償をしてありますけれども、ここら辺は穴ぼこがあるとか、路肩がちょっとあやしいとかというのは基本、地元行政区、属地の行政区の区長さんからの報告で確認をするという仕組みですか。

**○第二整備室長（堤 辰幸君）**

お答えいたします。

議員御質問の市道等の損傷につきましては、地元行政区や通行される方々の発見者等により市に連絡をいただいているところでございます。連絡をいただきましたら早期対応に努めているところでございます。今、そういう状況でございます。

**○7番（堤 康幸君）**

市がそういう損傷があるところの認識をする前にこういう事故があっているということになるということですが、この補修費と賠償金の金額を考えると、ここら辺はいろいろな意味で今後対策が必要かなと考えていますけれども、副市長にお聞きします。自助、共助、公助をどう考えておられますか。

**○副市長（松尾一秋君）**

お答えいたします。

最初にお話をさせていただきたいと思っておりますのは、中山間地の振興をどういうふう



ていくかというのをずっと考えておりました。やはり地域を支えていた産業は当然農林業です。家族農業が、あるいは家族林業がこの地域を支えていたということだろうと思っています。そういったところがだんだん国の政策もあるんでしょうけれども、議員冒頭に申し上げられました国策もあって集約化するということもあったんでしょうけど、今おっしゃるように家族農業をもう一度見直されていくということでございますので、そういったところにもう一回光が当たっているのかなと思っています。

答えは直接ではないんですけども、今、人を地域に呼び寄せるのに必要なのは、やはりPR力だということだと思います。一つは、ふるさと回帰センターというのが東京にありまして、先月そこに行ってまいりました。そこで会員になって、東京で移住したいという人をしっかり呼び込んでいくという、そういうアピール力は必要だろうと。

もう一つは、地域の課題をしっかりと捉えた移住・定住を考える人がいないんじゃないかなと思っています。議員おっしゃるように地域の課題はこういうふうにあるよとか、農業はこう考えている、林業はこう考えている、地域もこう考えている、なのに市はどう考えているんだという、こういうやり取りをしていますが、やはり前に進まないんじゃないかと思っていますので、地域コーディネートというのは必要じゃないかなと思っていますので、そのあたりをしっかりと進めていくことが大切だろうと思っています。

自助、公助、共助ということで、当然昔から言われていることですが、これは個別にばらばらに、これは公助だろう、これは共助だろうとか言っているのではなくて、それぞれが地域課題を理解して一体的に進めていくと、そういうことを進める中での役割分担だろうと思っていますので、これはおまえの仕事、あれの仕事という、そういうふうな捉え方をしてはいけないものだと一体的にやるべきだと認識しているということで答弁とさせていただきます。

以上です。

#### ○7番（堤 康幸君）

この自助、共助、公助というのは、災害のときによく使われる言葉でございますけれども、合併前の黒木町は道路愛護に対して、謝金として行政区に支給がされておりました。一つの金額を算定する基準はあったようでございますけれども、今は道路河川愛護報償金ということで対応していただいておりますけれども、この謝金ということで対応されていたというのは、結局、道路愛護は本来役所ですべきものであって、いわゆる地域は地域の事情としてやっておることですが、町役場の中にも町道の管理は町がやるべきことだろうということを経験した上での謝金という言葉というか、あれになったんだろうと思っています。

この前、ちょうど1年前にも災害復旧のことで聞いた折に、通行の安全とか災害の未然防止に日頃の手入れがまず一番大事なことであります。それで、市の管理、特に道路、河川に

についてもそうですけれども、市役所としてやっていくということ、施設管理班を充実させてもらうというのが今一番地域でできないこと、地域の機動力が低下した部分を補填するのにそれしかないのではないかなと思っていますけれども、昨年の12月議会で建設経済部長の答弁はどういうことでしたか、部長お願いします。

**○建設経済部長（若杉信嘉君）**

前回の令和3年12月定例会でございましょうか、当時の建設経済部長の答弁としましては、結論的には災害時、こういった施設管理班を合わせて、災害時にフル活動をする場面もありますし、また、年間計画の中で、道路の維持とか河川の維持とかに現状当たっておりますので、そういったものを現在の体制を維持していきながら、今後も可能な限りそういった道路維持、河川の維持、もしくは災害の復旧等々に当たっていくということでの回答だったと思っております。

**○7番（堤 康幸君）**

ほぼそういう趣旨でございました。最後のほうですけれども、その体制を現在維持してもらっておりますので、維持しながら今後も可能な限り対応していきたいと考えておりますということでしたが、人事課長からその後、管理班の充実については、総務省から縮小するよという考えがございまして、毎年県の市町村支援課のヒアリングの中でも指導を受けている状況でございます。現体制はどうなっていますか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

施設管理班の体制ということでございますけれども、今、第一整備室と第二整備室がございまして、第一整備室においては正規職員、それから再任用職員、それから会計年度任用職員で9名でございます。第二整備室の施設管理班におきましては、正規職員が2名、再任用職員が2名、会計年度任用職員が3名ということで7名体制ということでございます。

以上です。

**○7番（堤 康幸君）**

しっかりと、充実まではいかんでも維持をしていただいておりますということですか。

**○第二整備室長（堤 辰幸君）**

お答えいたします。

第二整備室でいきますと、先ほど人事課長が申しましたとおり7名体制で管理作業、業務をやっておるところでございまして、施設管理班の職員と合わせまして、同課の各係の職員も現場対応に入りますので、その折に、各支所の職員におきましても、そういった異常箇所  
の早期発見、また早期対応と一緒に業務としてやっているところがございますので、そういった事故がないことが一番大事なんですけれども、道路の異常の早期発見、早期対応に努

めているところでございます。

○議長（角田恵一君）

堤議員、残り時間がございませんので、よろしく申し上げます。

○7番（堤 康幸君）

地域に人がある程度戻ってくれば、道路愛護という非常にいいものの慣例もありますので、これをしっかり維持しながら機動力を上げていけば、ただ、今現時点でこういうことがかなり厳しくなっておる行政区も当然あります。特に、町村合併前に行政区の統合をされたところあたりになると、今報償金にしても行政区当たりという形で交付されますので、非常に困っている行政区もあると考えておるところです。

できる限り市の管理道路は市でやってもらうというのは原則として、これは当然、生活する、使用する、利用する人たちが今までの慣例どおり道路愛護でしっかり自分たちのために整備していくというのは当然のことだろうと思いますけれども、いずれにしても、人が戻ってくれるというのが一番大事なことだろうと思いますので、そういうことをしっかりと今後対応していただきながら、人口減少にしっかりと歯どめをかけていただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

7番堤康幸議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆様こんにちは。8番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には大変お忙しい中にお越しいただきまして誠にありがとうございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、男女共同参画の推進について、市管理のトイレについて及び行政区のあり方についての3点についてお聞きいたします。

まず、男女共同参画の推進について伺います。

本市は、八女市男女共同参画のまちづくり条例が平成16年4月1日に施行されておりますが、福岡県内では同様な条例を北九州市、久留米市、直方市に次いで早期に制定がなされております。しかしながら、本市の現状は、残念ながら、固定的、性的役割分担の慣例や意識、あるいは無意識の偏見や思い込みが根強く残っていると実感しております。

また、近年は性についての多様な生き方に関しては認め合い、尊重する動きが広がっております。中でも、性的少数者への偏見解消や理解促進の取組が求められております。

そこで、男女共同参画に関する現状並びに今後の取組についてお聞きいたします。

次に、4年前と2年前の12月定例会において質問いたしました市管理施設のトイレ洋式化について改めて伺います。

前回の質問で、市管理施設におけるトイレの洋式化は全体で約65%と高い洋式化率にありますが、国の新型コロナウイルス感染症対策の一環として洋式化が推奨されており、この機を活用して取り組んでいただいたと推察いたします。

そこで、トイレの洋式化について、その後の状況と今後の進め方についてお聞きいたします。

最後に、行政区のあり方について伺います。

前年度末に八女市行政区活動支援策等検討委員会から答申が出された一方、11月には小規模行政区を抱える8地区において、行政区運営に関する意見交換会が開催されました。このような動きを踏まえて、今後の行政区の在り方に一定の方向を打ち出す時期と考えますが、見解をお聞きいたします。

執行部におかれましては、明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これより質問席にて順次お聞きいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、男女共同参画の推進についてでございます。

男女共同参画を推進するための庁内体制及び協働体制の現状と課題はというお尋ねでございます。

庁内の推進体制として、八女市男女共同参画推進協議会を設置し、また、市民との協働体制として、男女共同参画まちづくり団体で構成する八女市男女共同参画推進ネットワーク実行委員会を組織して、男女共同参画の推進を図っております。

課題として、市民との協働において、地域における団体組織の高齢化や後継者問題などがあると認識をいたしております。

次に、第5次八女市男女共同参画行動計画の実施状況の概要についてでございます。また、実施状況についての報告書の公表はどのように行うのかという御質問でございます。

八女市男女共同参画行動計画につきましては、八女市男女共同参画推進審議会に進捗報告を行い、その結果を八女市ホームページにて公表いたしております。

次に、性的少数者に対する支援策は、具体的にどのような施策があるのか、併せてパートナーシップ制度等の施策は検討されているかというお尋ねでございます。

八女市では、性的少数者に対する支援策として、福岡県及び政令市等が発行するパートナーシップ宣誓書受領証を提示していただければ、一部のサービスについて、婚姻者と同様のサービスを受けることができるようにしております。

次に、市管理のトイレについてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策の一環としてトイレの洋式化が推奨されているが、このことを踏まえて進捗状況と今後の進め方というお尋ねでございます。

市管理施設のトイレの洋式化につきましては、2年前の調査結果を受け、避難所となっている施設、和式のみで洋式化が進んでいなかった施設を中心に整備を行っており、率にして2.6%の増となっております。

今後の改修の進め方につきましては、引き続き洋式化が進んでいない施設を重点的に、大規模改修時などにおいて整備してまいりたいと考えております。

次に、障がい者等誰もが使えるトイレの現状と課題という御質問でございます。

障がい者等誰もが使えるトイレにつきましては、これまで多目的、多機能トイレといった名称で確保しておりますが、近年、高齢者の増加や障がい者の社会参加、子ども連れの外出機会の増加が進んでいる状況もございますので、利用状況等の把握に努め、利用者が安心して使えるトイレの整備についても研究してまいりたいと考えております。

次に、行政区のあり方についてでございます。

「行政区運営に関する意見交換会」は、明確な趣旨・目的が示されていないため困惑されているというお尋ねでございます。

令和4年度行政区運営に関する意見交換会につきましては、行政区における現状、課題の把握と、今後の持続可能な行政区運営のために必要な対応について、地域と行政が一緒に考えることを趣旨として、行政区再編を行っていない小規模行政区を有する地区を対象に実施いたしました。意見交換会では、この趣旨に基づき、各行政区から様々な御意見をいただいているところでございます。

最後に、合併時に再編統合した地域としなかった地域における住民の温度差、不公平感を払拭するための対策が必要かつ重要ではないかというお尋ねでございます。

今回の行政区運営に関する意見交換会及び毎月開催しております行政区長会と市執行部との意見交換会や各支所ごとの行政区長会など、様々な機会においていただきました意見を精査した上で、今後の対応について検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○8番（高橋信広君）

まず、ジェンダーギャップ指数というお言葉を皆さん御存じと思いますが、これは世界経済フォーラムが教育、それから経済、保健、政治という4つの分野で男女の格差をランクづ

けたもので、2006年からこれは毎年発表されております。

今年のジェンダーギャップ指数、2022年は、日本は146か国中116と非常に低いです。それから、九州経済連合会が発表しております、日本の11エリアでジェンダーギャップ指数を出されております。これによりますと、ワーストスリーというところでは一番低いのが東海地方、それから北海道地方、そして九州地方ということで非常に低いです。それからもう一つ、これは古いデータというか発表ですが、2015年の内閣府の男女共同参画局が発表したものでは、地域における女性の活躍に関する意識調査というところですね。夫は外で働き、妻は家庭を守るという質問に対して、そう思う、ややそう思うというところでは、47都道府県の中で福岡県がトップで、九州、あるいはこの福岡は、男女共同参画という視点では少し遅れているというデータであったり、客観的にはそういうことだと認識しております。

そこで、最初の質問ですが、男女共同参画を推進するため、庁内体制については男女共同参画推進協議会というのがあるということで庁内で活動していただいておりますが、これについて具体的な目標、あるいは取組状況について、まずお聞かせいただけますか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

八女市男女共同参画推進協議会ということでございますけれども、こちらについては、八女市の男女共同参画に関する施策の推進について関係課相互の事務の綿密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するために設置するというで設置させていただいております。副市長を会長ということで、その他、教育長、部長、課長等で構成しております。

中身については、この男女共同参画推進につきましては、全業務、全関係課にわたるものでございますので、この協議会でもって推進を図っているところでございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

これについては庁内ですから、庁内の中でこの意識がどう変わっているか、あるいは具体的にこれは幾つか数値目標等もあるような気がしますが、その辺りを含めて、これをスタートしてからこういうことが成果として出ているというところがあれば、まず教えてください。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

こちらについてでございますけれども、一番女性の躍進といいますか、活躍というか、進出という意味で、庁内に限らず、女性の登用率というものを一つ大きく数値目標として掲げております。40%の女性、委員会とか審議会とか、そういった機関において女性の登用率を上げていこうということの一つ目標にしております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

それと併せて、その成果がここに少しずつ出ているのか、この辺りはいかがですか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

今申しました女性の登用率についてでございますけれども、審議会、協議会、こちらに関して令和3年度末の段階で409名の定数の中で137名おられました。これは率にして33.5%ということになっております。その前年度が31.9%でございましたので、若干ではございますけれども、数字的にも少しずつは上がってきておるとい状況が見られます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

一方、この協働体制というところですが、これについて八女市男女共同参画推進ネットワーク実行委員会というのがあるということで市長答弁にありました。これは多分いろんな団体とか有識者とか、そういう方が入っておられると想定していますが、これはどういう方々が入られて、そして、どのような活動をやっておられるのか、これについてお聞きいたします。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

このネットワーク実行委員会につきましては、市内の男女共同参画まちづくり団体で構成されておる方々と共に実行委員会を組織しておるものでございます。

旧八女から2団体、その他旧町村から1団体ずつ参加していただいております。各地でもって、全体ということでもありますけれども、講演会や映画等の上映を実施いたしまして、男女共同参画を推進しておるところでございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

今の話はちょっと分からないんですけど、このネットワーク実行委員会というのは、そういう方々がみんな一緒に入っていて協議をしているということで理解していいんですか。

一番大きなというか、これは毎年違うのかもしれませんが、大体どういうことを目的に、そして、方向性というか、特に最近になってはどういうことをやっているというところももし分かれば教えてください。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

先ほど申しましたように、各支所単位でも組織されておるまちづくり団体でございますの

で、その支所単位、団体単位で行っていただいておりますものもございます。講演会等がありますし、地域づくりのイベント等、こちらでもってやっていただいておりますものもございます。

それと、八女市全体の取組といたしましては、ネットワーク実行委員会で主催をしまして講演会等を開催しているところでございます。直近では、今年10月に防災講演会というものを女性の視点から見た防災意識づくりということで講演会を開催させていただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

この件は分かりました。

あと、今度、もう一つ行動計画についての進捗状況の概要はということでお聞きしていますが、概要のことは触れておられなかったもので、こちらから幾つか聞いていきたいと思えます。

それから、公表についてもホームページにしっかりと載せていただいているというのは確認しましたので、ここについては承知しました。

ただ、この公表を見ている中で、一つ、行政刊行物についての表現のガイドラインということ、これは八女市ばかりじゃなくて全国的にもどうもつくられております。これがいろんなところにこれに基づいてということですが、昨日見させていただきましたけど、これは平成19年6月に策定されて、ほかのところと比べて私自身はかなり貧相に感じました。というより、古いまま、改正がされていない気がするんですが、この表現の在り方について私は見直しをすべきということと、それからもう一つは、行政内部じゃなくて、議会はもちろん、それから市民の方、団体の方にも、市としてはこういう発信をするということで広げていく必要が私はあると思うんですけど、これについていかがですか。

#### ○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今申された男女共同参画推進のための行政刊行物の作成に関するガイドラインということでございます。議員御指摘のように、こちらについては、八女市といたしまして平成19年6月に出しておるものでございます。参考にさせていただいたものに内閣府の男女共同参画局が発行してあります男女共同参画の視点からの公的広報の手引、こちらを参考にして八女市バージョンということで作成をしておりますけれども、議員御指摘のとおり、大分古うございます。世の中も男女共同参画のための言葉とか表現の範囲とか、そういったものが随時変わってきておりますので、こちらの八女市版につきましては改訂を見込んでいきたいと思っております。

また、御指摘があったように、広く広めるというか、こういう姿勢で八女市としては臨ん



でいるんだよといった意味に関しましては、こちらも周知広報にも力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

今の答弁からいったら、しっかり見直すということと、公表も含めて広く知らしめるということでしたので、よろしく申し上げます。

最近、ほかのところを見ますと、春日市とか、田川市、古賀市とかというところ、いろんな新しくつくっているところのやつとか、それから、言葉もどんどん変わっているので、この辺りで我々が見ても、これが使ってはいけない言葉かというのがたくさんあるので、この辺りの最新版をできるだけ入れて皆さんに周知していくというのは必要かと思っておりますので、これについてはよろしくお願ひいたします。

それから、今、庁内、それから、いろんな団体との取組とありますけど、今後、例えば、八女市の中で商工会議所とか商工会とか、そういう各種団体との協働、これもいわゆる報告書の中に入っていますが、どこまで入り込んで伝えられていくかがちょっと疑問を感じましたので、具体的にはどういうやり方をされているのか、この辺りをお聞ひいたします。

#### ○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

こちらの行動計画関係につきましては、先ほど申しました八女市男女共同参画推進審議会に進捗の報告等を行っておるところでございます。その審議会のメンバーの中には、学識経験者、行政区長会、商工会、商工会議所、そちらの代表の方も入っておられるところがございますので、そういった方々の意見等も聞きながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

この件で一つ最後に、この報告書を読んでいる中で、いろんな部署がありますよね、全ての部署と言ってもいいと思います、そういうところで報告をそれぞれ出されますけど、何となく表面上やったことで、ステップアップというか、どう改善しているのかよく分からないんですね。報告書のための報告みたいに感じたんですね。

その一つには数値目標がないんですよ。今後、なかなかこの数値目標というのは難しいかもしれませんが、こういう方向でしっかりやって結果が出ていくというところのステップアップが分かるような計画書というところに修正するところはどこかで修正されればできると思いますので、その辺りをぜひ、これは要望として言っておきます。

それからもう一つ、この取組も全庁を挙げてやっていただいていますけど、全庁の中で、例えば、年に1回発表会的なやつを、こういうふうに変化が上まっているというところをもう

少し切磋琢磨できるような状況、これについても要望しておきますので、ぜひ併せて考えていただければと思っています。

それから次に、平成16年4月1日に施行されました男女共同参画のまちづくり条例が来年になったら20周年目に入ると思いますが、中身を見てみますと、大分古い言葉使いとかあるんですが、こういう機に見直しをされる予定はあるのかどうか、お聞きします。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、こちらは平成16年の施行のものでございますけれども、20年が近づいておるところでございます。こちらについて審議会での意見等も聞きながら改正なり、中身をまた吟味させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

これについては先ほどのことと併せてよろしく願いしておきます。

特に男女共同参画の問題で、なかなか数値であったり、具体的に言うと、進まない一つには——ポジティブ・アクションは御存じですよ。いわゆる一般的に社会的、構造的な差別によって不利益を被る者に対して一定の範囲で特別の機会を提供することによって実質的な機会均等を実現すると。極端に言ったら、八女市の管理職がほとんど男性、そういう中に3割は必ず入れるというところをポジティブ・アクションとして強制的にやっていくような、クオータ制が一つかと思えますけど、そういう数値をやらないと、なかなかこれは進んでいかないと思います。それは全てのものに対応することはなかなかできませんが、まずは庁内であったり、これはできるということについてぜひやっていただきたいんですが、この辺りのお考えはありますか。

**○市民部長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

当然、数値目標というのは重要な部分ではございますし、議員御指摘のとおり、ポジティブ・アクションというのは、数値を見据えて、そのために努力をしていく必要がございますので、庁舎庁内につきましても、先ほど一つの例で挙げさせていただきました庁舎内の職員の管理職登用等の率につきましても、当然、人材育成等々もセットになって行っていくべき部分でもございますし、広く女性の役職登用という部分は、人事管理部局を中心に組み立てられているということでございますので、引き続きそういった分については取組を行っていきたくと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

それじゃ、2番までは終わりたいと思います。

次に、性的少数者に対する支援策というところですが、具体的に支援策はどのようなものがあるのか。私が一番課題に感じるのはパートナーシップ制度、これをぜひ八女市として取り入れたらどうかということも含めて、そのほかに、八女市としてはこういうことを考えている、パートナーシップのことも含めてもしあればお答えいただけますか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

パートナーシップ制度についてでございますけれども、こちらが福岡県が今年の4月から実施しているものでございます。

制度の概要といたしましては、いわゆるカップルの方の双方もしくは片方が性的少数者であるといった場合に、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にするという宣誓書を県に提出していただくものでございます。こちらに対しまして、県からパートナーシップ宣誓書受領証カードというものを交付されております。

このカードでもってどういうことができるかという、いわゆる公立病院関係でカップルの方に対して病状の説明を行ったり、八女市においては軽自動車税の減免申請なり、あと介護保険について、要介護認定の申請についてが八女市としても協力できるということで福岡県に回答しているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

今お話があったのは、今、福岡県がパートナーシップ宣誓制度というのをつくっております、それに準じてやればということですよ。これについては福岡県があるからいいということではなくて、八女市としてもこれからの男女共同参画の一つのこういうことをしっかりやっているというところを外にも発信するためにも、八女市としてパートナーシップ宣誓制度というのをぜひ導入していただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

先ほど申しました福岡県をはじめ、県内の各市町もこちらの制度を設けていらっしゃる場所もございますので、八女市としても今後研究をさせていただきたいと思っております。

**○8番（高橋信広君）**

先ほど言われた医療機関等も公立病院、それから、矢部診療所もちゃんと対応はしています。もちろん福岡県がやっているからいいだろうということで、先ほど言いましたように、八女市、基礎自治体としてこれをやることは非常にいろんな課題があるんですよ。すぐにはできないことはよく承知はしております。だけど、男女共同参画の推進の一つとしては、これは大きな役割を果たすと思っていますので、ぜひとも真剣に取り組んでいただくよう、これは強く要望して終わります。

それから、ここまでで市長にお伺いします。

男女共同参画の取組というのはSDGsの目標の一つでもあるジェンダー平等というところの実現の方策そのものと思っているんですが、ただ難しく、非常にデリケートな問題でもあって、なかなか改善状況というのが見えないですね。そういうところからいって、今後さらに前に進めるための市長のお考えがあったらお聞かせいただければと思います。

**○市長（三田村統之君）**

議員おっしゃるように、男女共同については現在全国的にも世界的にも様々な課題が山積をしております。したがって、私たちはもう一度基本的にこれをしっかり研修して、そして、住民に徹底できるように、先ほど課長が申し上げましたように、いろんな制度がございますので、あるいはまた審議会もございますので、そういう中でしっかり議論をして、そして、八女市は男女共同参画に非常に積極的に取り組んでいるんだという形をぜひつくっていきたいと思っています。

**○8番（高橋信広君）**

力強いお言葉いただきましたので、ぜひさらに前に進めていただければと思います。

最後になりますけど、このまとめとして、男女共同参画の推進については様々な角度から見ても重要な課題と思っています。地域にとっては将来の人口減少対策にも私はつながるものと思っていますので、市民や事業者の皆さんと真剣に取り組む環境づくりをぜひお願い申し上げまして、これについては終わります。

それから次に、市管理のトイレの件ですが、これについては資料を頂いております。資料の中で大きく変わったのが、小学校、中学校、高校の洋式化がかなり進んでいますが、これが多分コロナ対策、コロナ臨時交付金を使ってやっていただいたものと捉えていますが、この進捗について、よかったら学校教育の方、教育部長いらっしゃいますか、お願いします。

**○教育部長（平 武文君）**

学校施設におきましても、先ほどおっしゃいましたコロナ対策交付金関係ですね、事業の募集がございましたので、そちらに対応させていただいて洋式化を進めさせていただいておる次第でございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

学校は、小学校で今48%ほど、中学校が57%ほどの洋式化率になっています。これは全部を洋式化にすることじゃないと思いますので、バランス取って大体このぐらいでいいのか、もっと洋式化を増やしていくのか、この辺りのお考えはいかがですか。

**○教育部長（平 武文君）**

進捗といたしましては、一通り改修は進んでおりますので、ひとまずこの辺りが洋式、和

式の比率だと考えております。もちろん、生活の様式自体が洋式化が進んでおりますので、どうしても洋式を選ぶ子どもたちが増えてくるとは思いますが、まだ社会一般には和式の形もございますし、個人によっては和式を選択するといったところもございまして、その辺の配慮から、このような比率ということになっております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

財政課長に聞きますけど、一応全体的には68%ぐらいまで来ているんですね。ただ、目的、施設によって、ここはやっぱ洋式化が中心でない駄目、ここは両方あったほうがいい、いろいろあると思うんですね。そういうバランスを見て、現状の一番最後の11月現在の比率を見ていただくと、大体八女市としてはこのぐらいで妥当なのかということが一つ。

それからもう一つは、多目的のトイレについてはどのようなお考えなのか、これでいいのか。この辺りを併せてお答えいただきたいと思います。

#### ○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

まず、先ほど議員からおっしゃっていただいた資料の3ページ、現在の洋式化率の表を御覧いただくと、まずスポーツ施設、体育施設なんですけど、こちらがまだ50%に満たしていないというところもございます。あと、それこそ庁舎ですね、庁舎もまだ具体的に申しますと49%ということでございますので、利用者のお声を聞きながら、今後も安心して利用しやすいトイレの整備は行っていきたいと考えております。

それともう一つ、性的少数者の関係ですね。（「多目的」と呼ぶ者あり）

多目的のトイレにつきましては、今現状、市長の答弁にもございましたとおり、近年では高齢化や障がい者の社会参加、子ども連れの外出機会の増加など、社会的にもトイレの利用状況については多様化が進んでおります。このような状況の中、現在、多目的トイレということで、全体的な公共施設が247施設ほどございますけど、その中で今のところ200以上の多目的トイレは整備をしておりますので、そこら辺を御利用いただきたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

トイレについては一定の進捗はあると。先ほどおっしゃいました庁舎は、自分のところということでちょっと遠慮ぎみというところもあるのと、新庁舎の絡みというところ、両方だと思っておりますが、それはそれとして、職員の環境づくりというところで前に進めていただくよう、これはお願いして終わります。

行政区のあり方についてですが、先日、行政区運営に関する意見交換会、これは既に全て終わったとは聞いておりますが、私も1回以上は参加させていただいて、そういう中で、こ

の目的、趣旨で一応書いてはございますが、いわゆる統合を前に進めるという言葉は一つもございませんでした。そういう中で小規模行政区の悩み、そういうことで少ないところは将来人口がどうなっていくかを見据えて検討したらどうだというニュアンスに取りました。

一つお聞きしたいのは、行政の立場から、小規模行政区の再編統合を促していくのか、その辺りを積極的にやるのかやらないのか。片一方では、これについては自治会、それぞれの行政区に任せていくというスタンスなのか、ここをまず明確にさせていただけますか。

#### ○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

今回、御質問いただいております意見交換会につきましては、合併前後に行政区の再編統合を行っていない地区で、世帯数が比較的少ない行政区がございます福島地区、八幡地区、黒木地区の6校区、合わせまして8地区を対象に、行政区運営の現状と今後10年間の将来予測などについて御意見をお伺いしまして、今後、安定した行政運営のためにどのような対策が必要なのかということで、行政区の再編統合の問題も含めて地域の皆さんに御意見をお伺いしてきたところでございます。

その中で様々な御意見をいただきましたが、特に今回、意見交換の中では各行政区におきまして、例えば、過去の歴史や地理的条件、公民館等の財産の問題など、現状では厳しい課題もたくさんあるといったことを改めて認識したところでございます。

またその一方では、過疎化や高齢化で地域の将来を不安視されておられる地域の現状もございしますので、いずれにしましても、行政区の再編統合については引き続き取り組んでいきたいとは考えております。

市といたしましては、再編統合の枠組みを示すということについては現状では考えておりませんが、今後も地域との意見交換会を重ねながら、持続可能な行政区の運営を目的といたしまして、再編統合の問題については今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

積極的な促しはないと認識しました。秋山総務課長はよく御存じですが、私たちの町内、新町というところと東京町、西京町というところがあって、令和3年度の3月にどこの行政区長も非常に行政区長を選出するのに難航した経緯がありまして、それぞれにお話を聞くと、非常に大変だと、なかなか見つからない。じゃ、一度同じテーブルで、将来的に町内会は運営しながら新しい行政区のくくりを検討しましょうということで、行政区の在り方を考える会ということで、令和3年4月から今年の11月頭まで6回ですけど、会合を開きました。

その中で、一つの仮説としては、先ほど言いました町内会はそのまま存続しながら、行政区を3つを1つにするということで、私個人的には、前から頭にあったことが何とかできる

んじゃないかということ予測して、皆さんと——3行政区長と、それからもう一人加わっていただいて、総務から2人来られて、9人でずっとやってまいりました。

その中でやったことが、まず3行政区の現状分析、どういうことをやっているのか。いろんな町内会のことも含め、いわゆる伝統行事等の差がどうあるかということもやってみたんですが、その中で、行政区あるいは行政区長と、それから、町内会長との仕事の振り分けというか、これは行政区長の仕事だ、これは町内会長の仕事だとやってみたんですが、なかなか全ては分けられないという事実が判明しました。また、それぞれの行政区長たちも町内会長の仕事と行政区長の仕事を意識してやっている方はほとんどいらっしゃらないですね。その結果、いろいろ分析しましたが、分けられないことが結構ありました。

そういう中で、じゃ、再編統合して、メリット、デメリットはどういうのがあるのかということになりますと、当初はメリットとしては、3つで166ぐらいになるんですね、そうなることで、老人会とか、それから子ども会が運営できるなということ想定しておりましたが、これまたその間にばたばたと老人会がなくなったり、子ども会がなくなったりということなかなか難しくなりました。

それからもう一つは、3つが1つになった後には行政区長が1人になって、当然ほかの町内会長の仕事は軽減されますが、どうしてもタッチする部分が多くて、大きな負担軽減にはならないということも分かりました。その結果、報酬だけはほとんどなくなるというデメリット。

それから、それぞれの将来の人口減少ということを考えますと、少なくとも向こう10年ぐらいはあまり変わらない、逆に上がるところもあるということで、少なくとも今現状は何の問題もないなという結論で、統合、再編ということについては今回は見合わせようという結論です。

ただ、そこで産物として生まれたのは、この3町内の連携が強化されて、民生児童委員がこの3町内で1人でしたけど、それが腹心をそれぞれつくることで協力し合おうということで、そこについてはプラスの産物があったということで、なかなか我々町内が自ら統合、再編というところには非常にハードルが高くて、ハードルというより、ぎりぎりにならないと、多分手を挙げて相談には行かないという、そのような結論というか、実感として今回分かりましたので、これは報告として参考にしていただければと思います。

それで、この再編統合したことで課題は2つあると思っています。1つは再編統合したところと、それから、していないところがあるという事実、それから、それに伴って特に統合されたところは不公平感を非常に感じておられる。再編統合を全てすることを優先するよりは不公平感を払拭する対策をぜひ打っていただければ、皆さんもうこれについてはいいんじゃないかという方向に私はなると思っていて、それが一つは行政区活動支援策等

検討委員会の答申を受けて今いろいろやっただいていると思いますが、これについてどうい進捗か、総務課長のほうでお願いします。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

議員御指摘のとおり、各地域で御意見をお伺いする中でも、役員の選出については、今のところ何とかなっておるとい御意見が多くて、その一方では、統合することによってデメリットとといいますか、課題が多いということで、現時点では現状維持といった話をされるところがどこも多いような状況でございます。

それで、不公平感ということでございますけれども、これについてもいろんな様々なところで御意見いただいております、再編統合を行った行政区からは、統合前にはそれぞれ出していた行政区の運営交付金などが、行政区が1つになることで実質的には減額になっている問題であるとか、再編統合によって、地域には旧区長さんがおられますので、実際活動されておりますが、その方々への実質的な手当が市からは交付をされていないといった不公平感とといいますか、そういった問題については御意見としてお伺いをしておるところでございます。

それで、昨年度、行政区長の代表で行政区活動に関する検討委員会を設置いただきまして検討いただいて、市にその報告書を提出いただいております。

今年度は新たに八女市行政区活動支援策等審議会を設置いたしております。これは昨年、検討委員会から報告書を頂いた内容をたたき台といたしまして、第三者、外部からの視点も含めたところで、今後さらに検討を進めていくようなことで、実はその審議を現在始めていただいております。

先ほど申し上げました行政区からのいろんな不公平感の問題といったことも含めて、当然、今後解決をしていかなければいけない課題と認識をしておりますので、この審議会の中でもそういったことについて十分御審議をいただくようお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

今の審議会のことなんですけど、当初の行政区活動支援策等検討委員会というのは、行政区長たちが入ったメンバーですよね。こういう方のメンバーでやると、どうしてもいろんな遠慮があったり、思い切ったことは多分できていないと。結果を見ても私はちょっと物足りないというか、これで納得されるのかなという内容でございましたので、今度、今の審議会というのはどういう参加者なのか、よかったら教えてください。

**○総務課長（秋山 勲君）**



お答えします。

八女市行政区活動支援策等審議会を市長から諮問いただきまして設置をさせていただいております。

委員の構成といたしましては、行政のほうから松崎副市長、それから、行政区長会のほうから代表として正副会長3名、それから、公民館連絡協議会代表、未来づくり協議会代表、知識・経験を有する者として税理士の方に入っております。また、同じく知識・経験を有する者として、八女市男女共同参画推進ネットワーク実行委員長に入っております。それから、こちらも知識及び経験を有する者として、行政区長経験者の方に入っております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

この方々、かなり行政区長も一部入られていますが、それ以外の方々の御意見というのは非常に参考になると思いますので、ぜひ先ほどの、どこまでやるかというのはあるんでしょうけど、払拭できるような報酬、あるいはもう一ついきいき行政区運営交付金、これについては非常に皆さん、住民の方も意識されておりますので、ここは大きなポイントと思っております。

それからもう一つは、道路愛護の問題、これが今1行政区当たり100千円という位置づけでやっていただいておりますが、私が住んでいるところは平たん地で、距離もそんなになく中で使うこともそんなになくはないとは言いませんけど、多過ぎるなど思っているところです。片一方では全然足りないんじゃないかと、面積であったり、距離であったり、やること自体も違いますから、この不公平感をぜひ解消していただきたいんですが、何かこれについて建設課長でお考えがあったらお聞かせください。

#### ○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

道路愛護につきましては、住民の方には大変御迷惑をおかけしております。特に山間部につきましては大きな負担になっているということも承知をしております。

この道路愛護報償金につきましては平成27年度から運用を始めまして、今年度で8年目を迎えております。始めた当初は限度額50千円でスタートしまして、3年後に見直しを行いました。いろんな意見を聞きまして、これじゃ全然足りないよということで100千円に上げさせていただきました。昨年度からは、お金じゃなくて、労力がない、人員が足りない、また、高齢化になってきて、とてもじゃないけど大変だということで、今、住宅がないような道のところにつきましては市で直接除草作業等を、全体ではないんですけど、優先順位をつけたところから今やらせていただいて、それでもまだまだということで意見をいただいております。

す。

確かに活動報告の中で、作業範囲、作業延長が数百メートルのところもあれば、40キロを超える行政区もございます。その参加人数であったりとか、データ上、1人当たりの作業延長等を出しますと、数メートルのところもあれば1キロを超える、そこは確実に把握はしておりますけれども、お金をやってもやはり今後長続きはしていかないと考えておりますので、先ほどの堤議員の質問にもありましたとおり、施設管理班の充実であったりとか、今は台風シーズン前にどうしても電線にかかっている木とかを丸電等を巻き込みながら事前に切ったりとか、そういうこともやらせていただいていますし、あと、土木業者がいろいろな機械を持ってあります。そういうところも地域貢献という形でいろいろなお願いをしながら、住民と市だけではなくて、そういう団体等も巻き込みながらやっていきたいと考えております。

#### ○8番（高橋信広君）

言われましたように、いわゆる報償金だけじゃないんですよね。労力というところが絡みますので、それを併せて、公平さ、ただ、環境が違うので、なかなか全く公平とはなりませんけど、少なくとも住民の方で納得ができるような修正をぜひかけていただきたいと思いますので、できれば来年度までには結論を出していただいて、住民の方が、特に中山間地の方は非常に困っておられますし、特に報償金については誰が聞いてもおかしいという内容になっておりますので、ぜひ是正をお願いしたいと思っています。これについてはお願いということで、くれぐれもよろしくお願いいたします。

こういうことを含めて、行政区については、統合というところは旧八女市、それから、旧黒木、そういう中で本当に世帯数が10世帯になるとか、そういうことになって、にっちもさっちもいかないということになると、当然ながらその行政区のほうから相談もあるでしょうし、市のほうからああせい、こうせいということはやらないとおっしゃっているわけですから、この不公平感の是正というところを徹底してやっていただいて、市民の公平さが保たれればと思っておりますが、最後に副市長に、こういうことを含めて自治会の再編統合については行政区に委ねていただいて、今言いました不公平感を払拭するというを最優先に取り組んでいただきたいんですが、副市長のお考えを聞かせてください。

#### ○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

先ほど課長のほうから答弁させていただきましたように、現在、行政区活動支援策等の審議会を開催し、議論を始めております。その中では、今、議員おっしゃいましたいきいき行政区運営交付金等、様々な支援策の部分について、世帯数による格差とか、お話がありました統合した区と、していない区とのバランスの悪さとか、そういったことがもともと行政区長さんで御議論いただいた検討委員会で提案いただいております。それを事務局というか、

執行部側で精査しまして、改めてそれを提案して議論させていただいているところです。おっしゃるとおり、格差は潰していかないかと私たちもしっかり思っております。

ただ、これだけ大きい数の185の行政区の中で、全てが同じバランスというのはなかなか難しいところがございますけれども、その格差をなるべく縮めて、皆さん方が安心して住んでいただけるような八女市にしていきたいと考えておりますので、これについてはしっかり取り組ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○8番（高橋信広君）**

最後になりますけど、行政区問題は、合併して12年以上になりますけど、今も1市3町2村というところを引きずっているような気がしています。なかなか一つになれない、あるいは一体感というのが感じられないという大きな原因の要素と私は感じております。そろそろ一定の結論を出すことで安定した地域コミュニティができることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

**○17番（森 茂生君）**

17番、日本共産党の森茂生でございます。最後まで御清聴よろしくお願いいたします。

まず第1番目に、学校給食の無償化について質問を行います。

2017年には小中学校ともの無償化は76自治体でありましたけれども、2022年には224自治体で、5年間で3倍に増えております。これまで無償化に取り組んでいる自治体はほとんどが規模の小さい町や村でありましたけれども、最近は大きな自治体にも広がっております。

人口27万人の青森市では、中核都市で初めて今年10月より地方創生臨時交付金を活用して小中学校の給食を無償化としました。来年以降も無償化を継続するということでもあります。この無償化により、小学生は1人当たり年間52千円、中学生は60千円、保護者の負担が軽減されるということでもあります。宮城県の富谷市は人口5万人で、来年4月より小中学校の給食を無償化とします。財源は3億円程度ということでもあります。また、東京都の葛飾区は人口46万人でありますけれども、来年4月より17億円の予算で完全無償化を実施するということでもあります。

八女市では学校給食の無償化についてどのような検討が行われているか、質問を行います。  
あとの発言は、発言通告に基づいて発言席にて質問を行います。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、学校給食の無償化について及び不登校の児童生徒についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に市営住宅について及び生活保護について答弁をいたします。

まず、市営住宅についてでございます。

市営住宅で入居者が減少すれば、入居者の浄化槽等の負担が増えるようだが、現状はどうなっているのかというお尋ねでございます。

市営住宅内における浄化槽の清掃に要する経費をはじめ、共同施設の使用等に要する費用につきましては、条例の規定により入居者負担となっているため、各市営住宅の入居者で組織された自治会において、共益費を徴収し、対応していただいている現状でございます。

次に、家賃長期滞納者への対策と空き室解消の対策はというお尋ねでございます。

家賃長期滞納者への対策につきましては、条例等に基づき、督促状の送付、電話による納付指導、臨戸訪問等を実施し、滞納整理に努めております。また、定期的に空き室の入居者募集を行うことにより市営住宅の空き室解消を図っております。

次に、生活保護についてでございます。

まず、生活保護を行う職員体制及び係員や資格の現状はどうなっているのかという御質問でございます。

生活保護業務につきましては、被保護者の支援を行うケースワーカーが5人、ケースワーカーを統括する査察指導員が1人のほか、生活保護面接相談員1人が業務に当たっております。

ケースワーカーの人数につきましては、社会福祉法で標準数が定められており、八女市の現在の標準数は5人でございますので、定数どおりケースワーカーを配置しております。また、ケースワーカーは社会福祉主事任用資格が必要ですが、いずれも資格を有した者が業務に当たっております。

次に、扶養照会はどのようにおこなっているのかという御質問でございます。

生活保護の申請があった際は、申請者の親族などに対し、支援の可否についての照会を面談や文書により行っております。国からの通知により、おおむね70歳以上の高齢者や10年程度音信不通の者などは照会を行わなくてもよいことなどとなっており、それぞれ判断しながら行っております。金銭以外にも精神的な支援が可能か、併せてお尋ねをしております。

**○教育長（橋本吉史君）**

17番森茂生議員の御質問にお答えをいたします。

1、学校給食の無償化について、学校給食の無償化について、どのような検討がおこなわれているのかとお尋ねです。

学校給食の無償化につきましては、物価高騰による保護者の負担を軽減するために、12月議会の補正予算におきまして、2か月分の無償化のための予算措置をお願いしているところでございます。今後も物価高騰等の社会情勢、市の財政状況等を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、地産地消の取組の現状はとのお尋ねです。

学校給食の地産地消につきましては、毎月1回の地産地消の日に地元の食材を学校給食で使用したり、そこで使用した地元の食材について児童生徒に紹介をして、地元の食材のよさについて指導しております。また、地産地消の日以外の日にも、できる限り地元産食材を納品するように業者に依頼をしております。

次に、不登校の児童生徒について、不登校の児童生徒の現状と教師不足の現状はとのお尋ねです。

不登校や教員不足の状況につきましては、配信している一般質問資料のとおりでございます。両者とも大きな課題であると認識しております。引き続き課題解決に向けて努力してまいります。

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの現状はとのお尋ねです。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの状況につきましても、一般質問資料のとおりでございます。スクールカウンセラーに関する予算措置の拡大を県にお願いしたり、スクールソーシャルワーカーによる相談活動の充実に努めたりしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○17番（森 茂生君）**

ちょっと質問に入ります前に、登壇しまして発言しましたがけれども、お隣の韓国のソウル市のことを申し上げましたけれども、国内と国外がちょっとごっちゃになったようでありますので、この部分は取り消させていただきます。よろしいでしょうか。

**○議長（角田恵一君）**

議長において許可いたします。取り消します。

### ○17番（森 茂生君）

まず最初に、学校給食の無償化についてでありますけれども、事実上、来年1月、2月は無償化ということで大変喜んでおります。これが青森みたいにずっと続けばいいんですけども、少なくとも2か月間は無償化というのが現実になったということは非常に評価しております。今後とも、ぜひ一月でも長くできるように御努力をよろしくお願ひしたいと思います。

ここに「ゴリラからの警告」ということで、これは山極壽一さんという方が書いた本ですけども、この方は京都大学の総長、国立大学協会の会長さん、日本学術会議の会長もおられた方で、霊長類、ゴリラとか、こういう研究においては世界でトップクラスだという報道が行われておりますけれども、極めて食を大事にしておられる方で、ゴリラは食べる時には分散するけれども、人間は集まって食べるような風習といいましょうか、そういうのがあり、栄養の補給以外にも他者との関係の維持や調整という機能が昔から付与されているということをおっしゃられます。

そして、これは昨日の赤旗の新聞記事ですけど、たまたま載っておりましたので、この方がこうおっしゃられます。人間社会の本質は、言語以前に共食と共同保育を通じて生まれる共感能力があると言われております。現代では、品物はたくさんいっぱいどこかへ行けば手に入るような時代ですけども、こども食堂で言われますように6人に1人ぐらいが貧困で、日々の食べ物にも困るような状況、それで全国で6,700か所、こども食堂が今あるそうです。急速にこれは広まったということですけども、この中で黙食が問題となっているということが――失礼しました、孤食。子どもたちがみんなと一緒にじゃなく、一人で食べているという、そういう問題も一つはクローズアップされているようです。私も2か月ぐらい前に八女市民会館であるこども食堂をのぞいてみましたけれども、年配の女の方がボランティアで、二、三十人ぐらい全部でおられたと思いますけれども、子どもたちも非常に和やかな雰囲気、非常にいい雰囲気だったのを覚えております。ですから、やっぱり友達との交流だとか、食べ物は橋渡しをする、ただ単に栄養補給だけじゃないんだということはかなり強調されているわけです。

ちょっと珍しいところでは、株式会社ファミリーマートが全国に2,000か所、一角でこども食堂的なものを行うという報道もあっております。売れ残りなんかを地域の子どもたちに提供するという事だろうと思っておりますけれども、こういうものからしまして、こども食堂を毎日するわけにはまいりませんので、やっぱり学校給食がその点、非常にウエートを占めると思われます。

ですから、これをもう少し充実させ、オーガニックとまでは――本当はそう言いたいんで

すけれども、そこまでは今のところ無理かもしれませんが、極力保護者の負担をなくして給食が提供できる。安心してそこで——今はコロナで話しながらはできませんけれども、教育の一環としてぜひ強力に取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう一つが地産地消の問題ですけれども、やっぱり地域でできたものは地域で消費するというのが大体基本だろうと思います。千葉県のいすみ市なんかでは、全量有機米を小中学校に提供しているようです。いろんなところで地産地消も進んでおりますけれども、やっぱりそういうところも含めたところで食育、そして、学校給食の充実、そして、誰もが安心して給食を食べられるようなまち、市にしていきたいと思うわけです。いかがでしょうか、教育長の所信をお伺いいたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃいましたように、食というのは人が生きていく中でとても大事なことだろうと思います。そういったことも含めて、給食に限らず、食育、給食を通してというところもありますけれども、食育を学校で行っている。その中にも社会性を身につけるといって、そういった目的もありますし、6つ視点がありますけれども、そういったところで取り組んでいるところです。

また、実際に現場にいた身からして、本当に僅かですけれども、なかなか家で御飯が食べなくて、給食でしか栄養が取れていないという子もおります。ですので、子どもの貧困対策とか、そういったことも、学校はプラットフォームだと言われますので、そういったことから学校給食というのはとても意義のある制度であろうと思っています。

#### ○17番（森 茂生君）

地産地消は併せて言いましたけれども、1つだけ言っておきたいのが、農水省の政務官がみどりの食料システム戦略ということで、有機農業や学校給食の後押しをするということが言われております。そして、有機農業の畑は今では0.5%だそうです。それを全農地の25%まで引き上げる。実現できるかどうかは別として、一応農水省のほうは有機農業の方面にもようやく動き出したような気がします。

そして、今、給食の話をしましたけれども、試行的導入の際の原料費などの支援、あるいは関係者との打合せの経費や試作品作りなどの経費も補助しますよという報道がっております。ぜひこういうのも利用されて、少しずつでも結構ですので、地産地消に向けた取組も進めていただきたいと思います。

この問題は一応これで終わりとしませうけれども、次の不登校とかの問題、教員不足。教員不足もやっぱり現実的に、若干ではありますけれども、不足しております。それから、不登校もほぼ昨年度並みという、110人でしたかね、百何十人かの不登校が現に八女市にもい

らっしゃいます。決してこれは少ない数字ではないと思います。

実はちょっと気になったのが、これは11月27日の西日本新聞です。ここに、つい先ほどですけれども、学校も家も安息の場なくという大きな見出しです。そして、介助や家事、過度な勉強の重圧、フリースクールを支えにという新聞記事が大きく出ております。全国的にコロナの影響もあるかと思えますけれども、やっぱり非常に深刻な事態が不登校の問題、あるいは最近では何というんですかね、子どもが親なり、そういう人たちを支えるようなのが非常に多いというのも出てきますけれども、この記事を読む限り、学校も家も安息の場が——子どもたちは、家も駄目なら学校もなかなか今ゆっくり安心して過ごせないというイメージが出てくるわけですよね。新聞でこういう取り上げ方をされるとですね。そいけん、こういうだけではないかもしれませんが、一面、学校もなかなか子どもたちにとって居心地がよくない、よって不登校が増えるという見方もあります。

これについての新聞記事、これはある意味、学校関係者からすると恐らくショックな記事だろうと思えますけれども、この記事に対していかが思われますか、お尋ねします。

#### ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

その記事につきましては、学校は子どもたちが安全・安心、そして、学力及び心身の健康の増進に努めていただける場所でなければならないと思っております。ですから、我々、日々学校でやっている取組、そして、議員も後ほど御質問されるかと思えますけれども、関係機関、関係者とも連携しながら、子どもたちの安心して暮らせる場所づくりということに励んでいかなければならないと思っております。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

いろんな問題は今までの質問してきていますので、細かく質問はいたしませんけれども、資料を頂きましたけれども、スクールカウンセラーが9名、スクールソーシャルワーカーが3名配置されているようです。全国で約3万人配置しているけれども、主には不登校対策、しかし、全然減っていないということも言われております。

それで、これもまた新聞記事で申し訳ないんですけれども、スクールカウンセラー、命に関わる専門職だけど9割が雇用に不安ということで、全部非正規の方が担っていらっしゃると思っております。ですから、なかなか学校の先生すら不足している中で、こういう先生たちがいきなり行ってもなかなか手がつけられない。十分先生たちが行き渡って、ゆっくりしたことで学校教育が行われているならこの人たちを効果的に配置できるかと思えますけれども、文科省のあれを読みますと、一番悪いのが、こういう人を配置したからといって先生たちがよか幸い任せてしまっ、お願いねと言っている例が多々あると。これじゃ、なか



なか解決にならんという話。ましてや細切れですので、落ち着いて一人の子とじっくり向き合うというのがなかなかとれないという課題もだんだん見えてきたんです。

そして、スクールソーシャルワーカーの方もよそとの、福祉関係の施設との橋渡しですので、相当幅広い、そして、問題のある御家庭の中を取り持つという非常に専門を有する職ですけれども、この人たちもまた非正規ということで、なかなか腰を据えて仕事ができないという現状があるような気がします。八女市の場合、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの連携といたしまして、どのような観点でこの人たちと連携を取ってやっておられるのか、お伺いします。

#### ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、県から県費でいただいて、そして、9名の方に八女市のほうに入らせていただいております。議員御指摘のように、教員のほうがそちらに任せっきりで対応を避けるということは絶対あってはならないことでありますので、スクールカウンセラーの方々におきましては、子どもたちに専門的な見地から関わっていただくというのはもちろんなんですけれども、いじめ防止の対策委員会の中にもスクールカウンセラーに入らせていただいて、その学校の職員の一人として共同して対応していただくように我々としては支援をしているところでございます。

もう一つのスクールソーシャルワーカーにつきましては、国も八女市も大きな傾向の差はないんですけれども、家庭の中で、そしてまた、個人の心の中が主な原因となって不登校等になってしまったというケースが大変多うございます。ですから、家庭の中に入っていくというスクールソーシャルワーカーの役目、役割というのはとても大きくなっております。相談件数も物すごく増加しておりますし、役割の大きさというのを痛感しております。

これも議員御指摘なんですけれども、このスクールソーシャルワーカーも家庭に入って、家庭とスクールソーシャルワーカー、この2者だけでやっても子どもたちの学校の中での活躍というか、学校の中で生きていくということがやっぱり結びついてこないということでもありますので、これも学校と家庭と、そして、スクールソーシャルワーカーと関係機関ということをつないでいただいて、一緒に解決に向けて働いていくということが一番重要だと我々も思っていますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも共同の輪をつくって対応していきたいと思っておるところです。

#### ○17番（森 茂生君）

よく分かりました。ひとつ今後ともよろしく願いしておきます。

次、市営住宅についてお尋ねします。

市営住宅といいますのは、憲法25条の生存権に基づいて住宅のセーフティーネットとして

制度化されたもので、住宅に困窮している方々に住宅を供給する使命があると理解をしております。

実は市民と議会の意見交換会を星野でやりましたが、そのときに区長さんから強く申入れがあったのがこういうことでした。ある団地で入居者がどんどん減っていく。もう名前を出していいんでしょうけれども、鶴団地というところですけども、どんどん入居者が減っている。その分、浄化槽の負担金がどんどん反比例して増えていく。それで、これは何とかしていただけんかということでしたので、実は私も直接話を聞きに鶴団地というところに行ってきました。

12件のうち3部屋の空き室があって、1件が3年以上の空き室になっているということでした。浄化槽の負担が当時2千円だったのが件数が減るにつれて3,150円になったということで、家賃は10千円だそうですけれども、この共益費がかなり大きなウエートを占めてくるわけです。それで、年金暮らしにとっては非常に出費がこたえるということでしたので、皆さんこぞって、それは何とかせやんだらうなという報告会の雰囲気でしたので、こうして取り上げたところです。

それで、ちょっとほかにも当たってみようということで、十籠団地というのがすぐ近所にありますけれども、ここは2種類住宅があって、12件のところは一部屋が空き室になっておりました。そして、もう一件のちょっと大きい住宅、ちょっと間取りが違う住宅が当初6件あったということですけども、水害で1件流れて、1件が空き家になって、今5件だそうです。——4件か。6件あったのが2件空き室で4件になったと。そして、その隣組長さんのところでお話を伺ったんですけども、近々もう一件空き室になると。そうすると、この住宅に限って見れば、当初の半分になるわけですよ。

それで、12件のほうは合併浄化槽の負担が500円、こっちの少ないほうは1,500円だそうです。そして、それとは別に電気代を1,100円ずつ徴収していて、今、非常に値上げになったので、ついこの間700円値上げして、1件から1,800円電気代ということで徴収をしておるということでした。それで、外灯と、一番大きいのがやっぱり合併浄化槽の電気代だそうです。そういうことで、かなりここら辺も似たような状況かなと思っております。

それともう一つ、光延団地というところにも行ってきました。ここは14件あるうち現在5件が空き家で、3件が3年以上空き室になっているということで、ここももう一件減るだろうという近所の人の話でしたけれども、半分近くになるような状況のようです。

ついでと言ってはなんですけれども、兼松団地、これは78件ありますけれども、空き室が13件、そのうち6件が3年以上の空き室ということでありました。器が大きい兼松団地なんかは1件2件減ってもそう影響はないんですけども、他の十何件という住宅では、1件減れば合併浄化槽の負担が急に上がるということが現実的にあるようですので、これはほかの

住宅でも同じような理屈だろうと思います。これについてどのように認識をされているのか、お伺いします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

浄化槽に係ります負担につきましては、市長答弁の中で述べさせていただいたとおりでございます。浄化槽に係る点検や修繕費用は市のほうで負担をさせていただいておりますけれども、浄化槽の清掃につきましては、条例の定めによりまして入居者負担をお願いをしているところでございます。

議員のほうから御説明がありましたとおり、入居者が減ることによって1人当たりの負担が増えていっているという現状は理解をしているところでございますけれども、通常ほかの地域でいろいろ維持管理をしてあるようなところにつきましては、その地域での住民の方で対応していただくという事例もございますので、やはり公平性の観点から、各住宅の共益費につきましては入居者自らが共同で負担をしていただいで管理していただきたいと考えておりますので、基本的には入居者負担をお願いをしたいと考えているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

やっぱりこれは、現状を見れば何らかの対策が私は必要だろうと思っております。

ちょっとそれるかもしれませんが、八女市の下水道と比べてみますと、八女市の下水道があるのは中心部だけですけれども、総額の15,887,790千円、今までこの流域下水道にはお金を使い、対象件数は5,529件だそうです。それで、1件当たりになりますと2,874千円かかっているというざっとした計算ですけれども、そういうのを考えますと、やっぱり周辺部の地域、結局、合併浄化槽、あるいは住宅なんかは共同の合併浄化槽ということになるかと思っておりますけれども、こういう全体的に見た場合、やっぱり何か対策を取らないと、減ったから仕方がない——これが減るのは、入居者の責任は全くないわけです。問題があるのは、空き室をなくしていけば自然と解決する問題です。ですから、むしろ何らかの対策を講じながら、片一方では空き室をなくしていく取組、これがポイントかと思っております。そういう観点からはどう取り組んでいらっしゃるのか、お尋ねします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

議員御説明いただきましたとおり、入居者が減ればそれだけ入居者の負担が増えていくということでございますので、極力空き室を増やさない、なるべく入居者を増やすということで、私どもは年4回の定期的入居者募集をやっておりますので、そういった関係から積極的に空き室に関しましては入居者に入っていただくような展開を考えているところでござい

す。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

私、恐らく一般的な努力は、当然していらっしゃるというのは理解できます。

星野に行ったとき、近所の方から、実は市営住宅に入居させてくれという希望があったという話を聞きました。ところが、持家があるからということで入れなかったという話もありますけれども、持家があったら入居はできないという理解でよろしいのでしょうか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

市営住宅の入居資格につきましては、法令で3つの要件がございます。その中の1つに住宅困窮要件ということで、現に住宅に困窮していることが明らかな者であることという定めがございますので、現在お住まいの住まいを持ってある方につきましては、市営住宅の入居要件には満たないということでお断りをしているケースがございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

持家というのは分かりますけれども、持家の定義はどのようにされておりますか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

私どもの住宅困窮要件の考え方につきましては、名義人がどういった方という明確な基準ではなくて、今現在、親族であったり、家族であったり、兄弟である方の家に現在お住まいである方につきましては、こちらの住宅困窮要件には該当しないということでの対応をさせていただいております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

自分の名義、もしくは自分の名義でなくても、現にそこに居住しておれば持家を持っているという理解でよろしいですかね。そうした場合、もう一つ思いますのが、これは全国的な基準ですか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

入居資格には3つの基準があると申しました。1つ目が住宅困窮要件、2つ目が入居者の収入基準、158千円、こちらについては全国法令の基準どおりでございますけれども、3つ目が同居親族要件ということで、現に同居または同棲しようとする親族がある方ということでございますが、ここの捉え方につきましては緩和している自治体がございます、八女市

としては条件といたしまして定めて、単身での申込みということで、こちらの条件を緩和させていただいているところがございます。

具体的には、親族がなくても60歳以上の方、また、障がい者の方、手帳を持っていらっしゃる方、生活保護受給者など、こういった方につきましては、この同居親族要件を緩和させていただき、単身での入居を認めているところがございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

住宅の場合、自分の名義だろうが他人名義だろうが、そこに実際住んでおれば駄目という解釈ですね。私も仕方がないのかなという気がしていましたけれども、粘り強く検索をかけたらこういうのが出てきました。

京都の京田辺市というところがあるようですけども、ここでは市営住宅の入居資格について教えてくれませんかというホームページですけども、「前提として、持ち家がないこと」、こうなっています。そして、括弧つきで「（ご本人名義でないこと）および公営住宅入居者でないことが挙げられます。」ということで、これは自分名義ではないならいいですよとも取られるんですよ。本人名義でないことですので、ほかの人の名義ならいい場合もあり得ますという捉え方になるような気がします。それともう一つは、自分名義であっても所有権移転すればこれに該当するようなニュアンスが見えてくるわけです。その点いかがでしょうか。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

住宅困窮要件の考え方につきまして、今、京田辺市の事例を御説明いただきましたが、私どもがすみません、承知いたしておりませんので、しっかり中を見させていただく中で、実際どんな運用ができるかというのは今後研究していく一つの課題ではないかと考えているところがございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

これは釧路市ですけども、前置きは省きますけれども、「ただし、申し込み後あっせんまでの間に、売却等名義変更もしくは取り壊しが完了する場合など、受け付けできる場合もあります」、これも微妙なニュアンスで解釈をどう取ったらいいのか分かりませんが、もう一つ、ここにこれがありました。

これはどこの市町村かちょっと分からなくなってしまうんですけども、ここでは「持家がある人は原則として申込みができません。ただし、持家がある人であっても、入居資格審査時までには所有権を移転される場合は、申し込みできます。」となっています。要するに

所有権移転して、登記簿上、自分の持ち物じゃなくしたらいいですよということのようです。

これはもっと理解しやすいですけども、それともう一つ、これは北海道の伊達市ですけども、有珠・長和・黄金地区でまちなか居住推進枠というのが設けてあるようです。どこでも駄目ですよ、この3つの地区ではいいですよということで、「持家が建築からおおむね30年が経過・老朽化し、かつバリアフリー化されていない等で日常生活に困っている世帯員全員が65歳以上の世帯」、「ただし、持家を将来的に解体する方針があること」となって、ここでは持家が30年以上たって、バリアフリー化もされていない場合は住宅困窮者として市営住宅に入居はいいですよということのようです。

ですから、もう少し柔軟に対応できる余地が私はあるのかなと思っております。こちら辺はもう一度、よその事例——いっぱいはありませんけれども、そこら辺を精査して、現に例えば、星野の場合、あれはもっと山、山間部の方だったそうです。そして、恐らく30年以上は当然経過しているだろうと想像されます。独居だそうですので、やっぱり独り暮らしで困っているからもうちょっと便利のいい市営住宅に移りたいということですので、真っ当な要求であるし、市にとっても空き家対策にもなりますし、私はこういう柔軟な対応を取っても決して間違った対応にはならない、空き家解消の一つの切り札になると思います。それで、こういう方面も含めたところで入居基準をぜひ一回精査をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

私ども市営住宅施策といたしましては、議員、冒頭御説明いただきましたとおり、お住まいに困っていらっしゃる所得が少ない方に対する住まいの提供というのが大前提でございますので、その辺りの入居要件につきましては、そういった先進事例をしっかりと研究させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

実は総務文教常任委員会で、北海道の旭川の横の東川町というところに先般より行ってまいりました。そこはこの20年間で2割の人口が増えた町のように。そこで町長さんともお話ししましたがけれども、一番の目玉といいましょうか、脱公務員思考で進めた自立政策ということで、「3つの“ない”はない」、言わないようにしようということが合い言葉になっているみたいです。その3つは何かというと、1、予算がない、2、前例がない、3がよそではやっていない、こういうことを必ず公務員の方は言われるんですよ。ですから、こういうことではなく、市民目線で何とか実現できるように知恵と力を絞って、条例がこげんなつとるけん駄目ですよというんじゃなく、ぜひこういう思考で頭をもう少し柔軟にしてい

ただいて、そういう対策に当たっていただきたいと思います。

時間がかかり過ぎましたけれども、この問題はここまでにして、空き家解消のために単身入居はどうなっているのか、これをお伺いします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

入居資格の単身での申込み要件につきましては、基本的には60歳以上の方、あとは身体障がい者の方、精神障がい者の方で手帳の交付を受けられている方等々が単身での申込みの入居資格ということになっているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

これもかなり今拡大されて、緩和されていると思っております。

これは神戸新聞ですけれども、従来、単身者は主に高齢者や障がい者に限っていたが、収入要件に合致する就職氷河期世代の中年や若者世代も県営住宅に受け入れるという報道であります。そして、予期せぬ妊娠をした女性たちの入居が想定をされて、安い公営住宅をそういう人たちのために開放しようという動きになっているようです。それで、これは神戸だけではなく、今、単身者でも相当受け入れるようなところが出ております。

ここには高齢者以外でも単身入居できるようになりましたということで、大きく見出しが出ております。そして、単身者も含め何人でもいいですよというのは、お子様が何人か、2人おろうが3人おろうが入居はできますよ、単身でもいいですよという条件のようです。そして、配偶者がいる場合でも、夫からの暴力なんかがあれば配偶者がおっても受け入れますよという非常に柔軟な対応を単身者でもやっているのが広がっていると思います。

そして、これは熊本の例ですけれども、エレベーターのない団地、おおむね8割以下の入居率で4階以上の住宅、兼松住宅みたいなものだろうと思いますけれども、それと募集を行っても応募がなかった住宅、こういうところに関しては若者単身者を積極的に募集すると切り替えているようです。ですから、単身者は駄目ですよじゃなく、今は3人に1人が単身者——永久未婚率ですかね、3人に1人とされておりまして、以前は100%に近い結婚率だったんですけれども、今は3人に1人が単身世帯という状況で相当変わってきておりますので、この単身者入居も何らかの、一人はでけんですよ、60歳以上になったらよかですよじゃなく、柔軟にこれも対応すべきかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

1つ事例がございまして、現在開会されています福岡県議会におきまして、福岡県営住宅条例の一部を改正する条例を上程されてあります。内容につきましては、県営住宅について

若者が単身でも入居できるよう条例改正をされるものということで聞いております。成立されれば、来年4月から所得が低い単身者は年齢に関係なく、親族の同居なしでも県営住宅に入居が可能となる見通しということで聞いております。

詳細につきましてはまだいただいておりませんので、今後、県の動向を見て、詳細を見ながら研究するのと併せて、一方で、市内には民間のアパート等々もございますので、総合的に勘案をして研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

実はもっとあったんですけども、もう一点、発言通告をしていますので、3月までにもう一回言う機会がありますので、できたらその続きは3月議会でやっていきたいと思っております。

生活保護についてお伺いをいたします。

ここに資料を頂いておりますけれども、ちょっと原則的な問題ですけれども、生活保護の財源の内訳、これは福祉課長分かりますか。例えば、国がどしこ持って、どしこ持って云々とか、そういうことですが。

**○福祉課長（遠藤宏樹君）**

お答えいたします。

扶助費につきましては4分の3が国庫になっております。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

そういう意味ではなかったんですけども、75%を国が持って、25%が市の負担ということです。それなら、その25%は市の持ち出しかというのと、そうではなくて交付税で措置される。したがって、八女からの持ち出しは理論的には全くないということで私は理解をしております。

以前は、生活保護は特別地方交付税で補正を行っていたそうです。ですから、ほぼ実態に見合うような交付税措置で、プラス・マイナスほぼゼロのような状況だったそうです。ところが、よく聞いてみますと、最近は全部地方交付税で持つような仕組みに変わっているようです。ですから、基準より生活保護が少ない場合、これは多く来ている事例があるそうです。北九州の場合、基準より多く生活保護が来ているところは、逆に言うと持ち出しが出ているということもあっております。これは財政課にお尋ねしますが、この考えでよろしかったでしょうか。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えいたします。



理論上は、財源につきましては、そういったところ、議員おっしゃるとおりでございます。

○17番（森 茂生君）

それで、なぜ福祉課長に聞いたのかといいますと、やっぱり全部職員さんがこういうシステムもきちっと把握をしていただきたと思ったからです。ある福祉事務所では、保護者を減らせば市の財政が減ると勘違いしていた福祉事務所の職員さんもおったそうなので、やっぱりそういう誤解がないようにきちっと——これはあくまで理論的ですよ。一つ一つお金を数えているわけじゃありませんけれども、理論的にはそういう状況ですので、そこら辺も部下の方にぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。

扶養照会の問題ですけれども、体制の問題はまあまあ合格点にいつているのかなと、よそよりか若干いいようですので、ちょっとこれは飛ばします。扶養照会がどのように行われているのか、お伺いします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えします。

生活保護の申請に来られた方につきまして、扶養ができる方がいらっしゃるかどうか御確認いたしまして、親とか、兄弟とか、配偶者とか、そういった方がいらっしゃった場合につきましては、郵送もしくは聞き取りにおきまして確認しておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

これは朝日新聞のデジタル版ですけれども、生活保護申請を阻む扶養照会の壁、自治体窓口の対応は変わったのかという新聞記事ですけれども、扶養照会すると親戚のうちに分かるんですよ。それで、やっぱりいろんな関係で知られたくないということで、どうしてもそこで二の足を踏んで、やめておこうかなとなるような気がします。そういうのがありますので、この扶養照会というのが全国的に大きな問題で、国会でも度々問題になっているんですけども、これも徐々には緩和されているようです。前は20年以上音信不通の場合だったのが10年以上音信不通の場合は照会をしなくてもいいですよとか、徐々に変わってきているようですけれども、ここに扶養照会に関する申出書、何々福祉事務所長様というのがあります。これはインターネットで取ったんですけど、こういうのを書いていただいてやっているんですか、違いますか。八女市はどうされているんですか。

これでは、「私には、以下の扶養義務者がいますが、扶養照会は、しないでください。」、「扶養照会をして欲しくない具体的理由は別紙のとおりです。」。福祉事務所として、一部の場合、扶養照会をしてはならないことになっています。福祉事務所は扶養照会をしなくてもよいことになっていますとか、いろいろ書いてあるんですよ。これに書いていただいて判断をするということですが、八女市はこういうので判断されていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

八女市におきましては、そういった書類は取っておりませんで、申請の際に御相談いただいたときに扶養義務調査がありますけれどもというところでしたら御確認いたしまして、身内にはこういう方がいるというお話をお伺いします。そういった中で、不要な場合は扶養義務調査を行わないということで判断しております。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

これは簡単に取れますので、一回ちょっと取っていただけませんか。そして、これにチェックを入れて、こういう場合は扶養照会しない、こういう場合は調べるという簡単なチェック表です。これは恐らく全国共通のものだと思いますので、そこら辺のところをよろしくをお願いします。

時間がいよいよなくなりましたので、恐らく最後になるかと思っておりますけれども、令和3年2月26日付で厚生労働省社会・援護局保護課というところから通知が来ていると思っております。先ほど言いますように、DVに遭ったり、いろんなところの場合、扶養照会はやめてくださいよ、そういう通知です。それはそれでいいんですけども、これを最後まで読むとちょっと気になることがあります。

どう書いてあるかということ、生活保持義務関係の場合には、要保護者の申出が事実であるかなどの確認を行う観点から、関係先調査を行うこととなる。この関係先調査を行うに当たっては、当該扶養義務者本人に関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報、括弧して、例えば、福祉事務所名も知られることのないように特に慎重に調査をする必要があるとなっているんですよ。

例えば、扶養照会はしないでくださいねと。はい、分かりました。ところが、本人が本当かうそかという裏を取る、事実関係を調査すると通知でなっているんですよ。こう書いてあるんですよ。八女市はどうされていますか。

**○福祉課長（遠藤宏樹君）**

お答えいたします。

八女市で裏を取るまでのような状態はやっておりませんので、御本人さんのお話を伺ったところで判断しておるところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

そうした場合、この通知のように、本人の申出がしないでくださいよということであれば、その確認はしていない、裏は取っていないということで、ちょっと明快に答弁をお願いします。

**○福祉課長（遠藤宏樹君）**

現在まで相談申請があった方でそこまでの確認が必要な方はいらっしゃいませんでしたので、今のところ行っておりません。これからにつきましては状況を確認しながらということになるかなと思いますけれども、基本的には御本人さんのお話を聞きながら、しっかり判断していきたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

やっぱりここまでせやんと福祉事務所の方も刑事みたいなまねになってしまうので、本人さんも嫌だろうなと思っていたところですよ。やっぱり本人と信頼関係で、この人はうそはついていないということであれば、ここまでこの通知のようにやらなくても、やっていただきたいと思えます。

もう一点だけお尋ねしますけれども、このように全国的には扶養照会で少しでも援助をしていただくということでやっておられるのは分かりますけれども、八女市の場合、扶助費ということで、878,500千円というのが昨年度の決算の扶助費です。それを12で割りますと、一月に73,200千円ぐらいになります。そして、扶養照会を行った結果、どのような収入があったのかと出していただきました。6件で月に80千円と。73,200千円総額で、そのうち扶養照会で入金があったのは80千円。これは平均だろうと思えますけれども、全国的に言われているのは、もうするがたはないと。そういうことまでしてやっても、よその新聞でも1%、あるいは0.1%ぐらいしか実質的援助には結びつかないということが言われております。ですから、そんな嫌な思いをするよりやっぱり信頼関係でして、たとえ入っても僅かなわけです。先ほど言われますように、保護の場合、国が全額持つわけですので、そこら辺も勘案して、保護世帯に対して手厚い援助を差し伸べていただきますよう、ぜひこれはお願いしたいと思えます。

最後に、福祉事務所長の御決意のほどをよろしく申し上げます。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

生活保護の扶養義務調査ということで御質問いただき、資料を提示しております。

状況としましては、本当に金額としては少ないものでございますが、やはり法律に基づいて生活保護というのはやっておりますので、そこがもしも変更になればということになるかと思えますが、現状では国の負担で行っている事業ですので、それにのっとって行っていきたくて考えております。

**○17番（森 茂生君）**

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

2番高山正信議員の質問を許します。

○2番（高山正信君）

皆さんこんにちは。2番高山正信でございます。本日はワールドカップの応援でお疲れの方もおられます。非常に眠たい時間帯になりますが、最後の質問ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、大きく2点質問いたします。

まず、1点目が新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、2点目が八女市の農業についてでございます。詳細につきましては質問席にて質問いたします。

○市長（三田村統之君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に八女市の農業についてについて答弁をさせていただきます。

八女市の農業についてでございます。

農業者の動態についてでございます。

現在、全ての農家を対象とした統計としましては、農林水産省が実施しております農林業センサスがあります。この統計における2020年の総農家数は3,614戸で、2010年の総農家数5,575戸と比べ35%減少し、2015年の総農家数4,796戸と比較して25%減少しております。

次に、スマート農業の実現に向けた取組についてでございます。

八女市の農業は、担い手農家の減少や高齢化など労働力不足が深刻な課題となっております。こうした課題を解決するための手段として、ロボット技術やAI等の先端技術を活用し、省力化、高品質化などを実現するスマート農業の推進が必要であると認識をしております。

現在、国、県、民間企業などにおいて、スマート農業技術の開発や実証試験が進んでおります。本市におきましても、各種補助事業を活用し、農業用ドローンや高性能省力機械施設等の導入支援を行っております。今後も関係機関と連携し、条件に応じたスマート農業の推進に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

1、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、まず、小・中、義務教育学校施設における現状と課題についてのお尋ねです。

学校施設の現状につきましては、配信している一般質問資料でお示ししているとおりでございます。老朽化への対応等が必要ですので、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校における脱炭素社会の実現に向けた取組についてのお尋ねです。

脱炭素社会の実現に向けた取組につきましては、太陽光発電を設置するなど再生可能エネルギーの活用に努めています。また、二酸化炭素の吸収に優れる森林の整備に向け、学校における木材の利用についても取り組んでおります。

以上、御答弁申し上げます。

## ○2番（高山正信君）

まず、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についてですが、今年3月30日に文部科学省より新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についての最終報告が公表されています。その中で、新しい時代の学び舎として目指していく姿として、5つの姿の方向性ということを書かれています。そのうち4つ目の安全、5つ目の環境に関する質問をさせていただきます。

そこでまず、小・中、義務教育学校施設における現状と課題についてですが、これは先ほど話しました5つの姿の方向性である安全に関してになります。子どもたちの生命を守り抜く安全・安心な環境教育を実現するということで、1つが老朽化対策等により安全・安心な教育環境を確保、2つ目に避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化と書かれております。しかしながら、今年1月24日の日本教育新聞の記事に、学校施設の老朽化が原因と思われる重大事故が毎年60件程度発生していて、安全面の不具合が5年間で約2倍に増加しているとのことでした。

頂いた資料によりますと、各学校の築年数ですが、小学校では13校中5校が築50年以上、6校が築40年以上となっています。中学校では8校中2校が築50年以上で、2校が築40年以上となっております。もちろん改修工事もしていただいていますし、耐震工事もしていただいています。建物自体の老朽化は非常に進んでいると認識しております。

そこで、お伺いしたいんですが、子どもたちが安全・安心な教育を受けられる学校施設的环境づくりとして最も重要と捉えていることは何かをお伺いします。

## ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

児童生徒の学力向上とか、心身の健康とか、重要な観点というのは様々あるかと思います。

けれども、最もと問われますと、やはり議員が先ほどからおっしゃられております子どもたちが安全に学校生活を送ることができるということが最も大事だと考えております。

**○2番（高山正信君）**

先ほども話しましたように、日本教育新聞記事によりますと、老朽化による被害では外装材の著しい劣化によってモルタルやコンクリート片が落下したり、窓の障子が落下する事故も築22年、築31年の校舎で起きているそうです。また、築35年の校舎2階の教室前バルコニーにおいて、生徒2人が手すりに寄りかかったところ、手すりが壊れて転落する事故が起きていると書かれております。

そこで、お伺いしたいんですけど、学校施設での事故発生状況はどのようになっているのか、お伺いします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

モルタルの剥がれであるとか、そういう老朽化の状況は確かに進んでおると認識をしております。

ただ、老朽化が原因の事故となった場合には、通常であればそのときの状況を示す写真を含めて書面で報告をしていただいているわけですがけれども、現在のところ事故の報告はございません。

**○2番（高山正信君）**

大きな重大事故はないということですが、小さい事故、例えば、屋内運動場のささくれで滑り込んだときにけがをしたとか、階段の手すりの木部分でけがをした、そういった小さい事故は実際私の知り合いのお子さんでもあったと聞いております。

そういった目で見えて分かるささくれであったり、鉄骨部分の腐食などは早急な対応ができると思うんですが、例えば、目視では分かりにくい外壁材の浮きだったり、天井板の落下などは専門的な点検が必要じゃないかと思っているんですが、そこで、お伺いしたいんですが、学校施設の点検などはどのように行っているのか、お伺いします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

学校で行われています通常の点検につきましては、各学校におきまして全職員が役割分担をしまして、月1回実施するようにしております。また、管理職が学校の中を巡回したり通常しているわけですがけれども、その際にも気をつけて巡回するようにしております。学校保健安全法施行規則の第28条におきましては、毎学期1回以上実施と記述がございますけれども、八女市では月1回行っているところであります。

また、議員先ほど御指摘いただきました分かりにくいところ等、十分あり得る話でござい

ます。その際には、学校のほうからここが心配だけどという申入れがあれば、学校教育課の中には建築士もおりますので、その建築士が参りまして確認したり、それで分からなければ専門の業者の方にちょっと見ていただいたりとか、そうして万全を期しているつもりでございます。

## ○2番（高山正信君）

私も幾つかの学校に伺って点検記録表を見させていただいたのですが、学校によって点検箇所も条件なども変わってくると思います。ただ、この点検によって危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去などの改善措置が講じられるのではないかと考えております。

先ほども言いましたが、目視で分かるような不具合でしたら専門的な知識がなくても発見できるかと思いますが、重大事故につながっているモルタルやコンクリート片の落下などは専門的な知識を有した方の定期的な点検が必要だと思っております。

そこで、お伺いしたいんですけど、学校施設の点検、改善に関わるガイドラインがあるのか、お伺いします。

## ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

ガイドラインはあるかという御質問ですけれども、文部科学省とか中央省庁をはじめ、ガイドラインみたいな、マニュアルみたいなものを幾つか発出してしておりますが、我々としては、文部科学省が作成しております学校の危機管理マニュアル作成の手引というものが出ておりますので、それに基づいて考えております。

議員、先ほど来おっしゃられていますように、学校ごとに構造、そして、質等が異なるものですから、なかなか統一してできるということではございませんので、各学校が学校の危機管理マニュアル作成の手引等を見ながら施設設備に応じた点検表というのを作成しまして、それに基づきチェックをして確認してきている状況でございます。

## ○2番（高山正信君）

今、課長も言われたんですけど、八女市の学校施設も常に同じ状態、同じ状況にあるわけではなく、季節、あるいは時間、自然災害などにより変化するものと思いますし、それぞれの学校の実情に応じた管理が不可欠ではないかと思っております。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性があるのではないかと考えております。そういった意味で、教職員さんでだけの点検ではなく、専門家による安全点検を定期的に行っていただきますように要望したいと思います。

それで、定期的な点検は行われていますが、点検でいろいろな不具合が上がってくると思っています。そこで、お伺いするんですが、計画的な施設の改善がどのように行われているのか、また、改善要望が各学校から上がってきた場合の優先順位はどのようにして決められている

のかをお伺いします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

まず、1つ目の計画的な整備につきましては、予算のほうも大きな額が動いてまいりますので、関係しております課とも十分協議しながら、計画的に計画をつくって、そして進めておるところでございます。

次の改善要望等があったときの順位づけと申しますか、優先順位をどうしていくかということなんですけれども、議員に対しまして御答弁を冒頭でいたしましたように、やっぱり安全をどう確保していくかというところが一番の観点かと思っておりますので、安全、そして、緊急性を考えたときに一番先にしないといけないのはどこなのかということを課内で検討いたしましたして、順序をつけさせていただきまして取り組ませていただいております。

**○2番（高山正信君）**

八女市においては、資料で頂いていますけど、様々な改修工事をしていただいていると思っておるんですが、子どもたちに直接被害が出るような、例えば、天井、軒天が落ちそうだとか、外壁が浮いていたようになって、いつモルタルやコンクリート片が落ちてもおかしくないという箇所についてはすぐに対応していただかないといけないと思うのですが、私が伺った学校では、軒天が落ちそうになったことを伝えたら、すぐに学校教育課の方が来ていただいて対応していただいたとのことで非常に安心できたのですが、一方では、学校サイドからすると改善要望箇所の修繕を早く対応していただきたい部分もあるかと思っておりますので、危険度をしっかりと判断していただいて、素早い対応をしていただけたらと思っております。

そこで、学校施設における現状と課題について、最後に教育長にお伺いしたいんですが、特に老朽化が著しい立花小中学校の今後の対応についてはどのように考えてあるのか、お伺いします。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃったように、今配信しております資料、これに掲載しておりますように、立花小学校につきましては、校舎は平成21年に改修しております。屋内運動場が昭和63年改修ですので、35年ほど経過をしているところです。また、立花中の校舎に関しましては、耐震工事も完了しまして、安全上の問題は躯体はないんですけれども、建設してから46年が経過しておりますので、さびとか、あるいは塗装の黒ずみ等も出てきていると認識しているところです。当地域においては、今、学校再編に向けた地域協議等も行われておまして、その協議を踏まえながら、今後、老朽化への対応も進めてまいりたいと思います。



また、立花小中に限らず、全ての学校において八女市学校施設長寿命化計画、これを踏まえまして、安全を第一に確保しながら、あるいは財政状況、あるいは子どもたちの人数の推移、学校再編の状況等を考慮しながら、計画的に改修等を進めていきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

## ○2番（高山正信君）

学校再編に向けた話があっているとは思っていますが、今後どのようになるかは分かりません。方向性が決まるまでには、ある程度長い期間を要すると思っております。

しかしながら、両校ではいろいろな不具合も上がっております。例えば、雨の強い日には音楽室であったり、子どもたちが頻繁に通る屋内階段踊り場などに雨漏りがあり、水浸しになるところがあるようです。こちらは、現況を見た限りではすぐに生命に関わるということではないかもしれませんが、安心という意味では早期に対応が必要ではないかと思っております。

また、危険度が非常に高いと感じたのが、屋外にある非常階段の鉄骨部の腐食により非常階段が利用できない状態であります。外部にありますので、手を加えなければますます腐食が進むのではないかと思っております。非常階段は火災時などに火炎や煙の侵入を防ぎ、安全に避難できることを目的とする階段と定義されていますが、今の利用できない状況で重大事故が起きれば取り返しがつかないことになると思っておりますので、ぜひ早急な対応をしていただくよう要望して、次に移らせていただきます。

次に、学校における脱炭素社会の実現に向けた取組についてですが、この質問は新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についての環境についての質問になります。

この環境では、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境を実現するということで、屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進によりZEBを推進すると書かれております。また、2020年10月、日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すと表明されています。そのような中で、地域社会の脱炭素社会への取組はもちろんですが、学校での環境教育が非常に重要ではないかと思っております。

そこで、お伺いしたいのですが、脱炭素社会の実現に向けた学校での環境教育はどのように取り組まれているのか、お伺いします。

## ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校におきます脱炭素社会の実現に向けた環境教育につきましては、学校が作成しております教育指導計画の中に環境教育の全体計画というものを必ず入れ込みまして、そして、全教科、全領域で実践を積み重ねていっているところでございます。

環境教育の中では、理科とか生活科とかでやっております栽培活動とか、総合のところでやっておりますような山や川の学習であるとか、そういった自然と直接触れ合いながら児童生徒の感受性等を高めるような活動を行ったり、ごみ問題や公害問題、地球温暖化の問題などについての学習など、自分たちの生活と環境との関わり等について考える活動などが行われております。また、道徳の時間におきましては、自然を大切にしていこうとする心情を育てるという学習も行っております。頭の面、心の面両面から環境学習を進めているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

持続可能な社会のつくり手となることが期待されている子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をすることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後ますます充実していくことが重要だと思います。それに伴い、学校施設への太陽光など再生可能エネルギーの導入を促進し、例えば、自然エネルギーにより発電した電気により学校の電気を賄えるという基本的なことから環境教育に興味を持ってもらうことも大切なことだと思っております。

そこで、お伺いしたいんですけど、学校施設の再生エネルギー導入の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

## ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

再生可能エネルギーの導入状況ということで御質問を賜っておりますけれども、まず、太陽光発電につきましては、現在9校ございます。10キロワットから30キロワットまでの間で、それぞれ9校で設置をしておるところです。蓄電池につきましては2校で設置をしておるところでございます。

## ○2番（高山正信君）

私が令和2年12月、2年前の12月定例会において再生可能エネルギーの導入についてお伺いしたのですが、そのとき頂いた資料でも、学校施設に設置されているのが小学校4件、中学校3件、義務教育学校2件の計9件の設置をされておりました。2年前から導入のほうは進んでいないということなんですが、もちろん建物の構造や予算の関係もあると思うわけですが、多くの学校施設が指定避難所であったり、臨時避難所となっています。そのような学校に再生可能エネルギー、例えば、太陽光や蓄電池を導入すると、1つ目に環境教育に役立てられる、2つ目に電気代を削減できる、3つ目に二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化対策ができる、4つ目に非常用電源として活用できるというメリットがあるとのことでした。

環境教育として、太陽光発電照明等や太陽光発電システムによる発電量の表示モニターを

目につきやすい校舎入り口付近などに備え付けることにより、学校を訪れる保護者や地域住民へ二酸化炭素削減対策の啓発が図られ、併せて児童生徒への環境教育が促進されると思います。

そこで、お伺いしますが、今後、学校施設への再生可能エネルギーの導入をどのように考えているのか、お伺いします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入につきましては、脱炭素社会を実現する上でとても重要であると思っております。

導入に際しましては、施設の強度、屋根に載せる場合でも屋上に載せる場合でもそれが載るかどうかという強度の問題、それと容量の問題、予算の問題等、様々な課題も一方でございます。ですから、今後、そういったものにつきまして多面的に検討させていただきたいと思っております。

**○2番（高山正信君）**

国のほうでも地域脱炭素ロードマップという中で、政府及び自治体の建築物及び土地、この建築物の中には学校施設も入っているんですが、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指すと書かれております。また、蓄エネ設備と組み合わせることで災害時や悪天候時の非常用電源を確保することができることも書かれています。

そこで、お伺いしますが、防災避難所機能の充実を図るため、学校施設への蓄電池を備えた再生可能エネルギーの導入を検討してほしいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

蓄電池を備えた再生可能エネルギーの導入ということにつきましても、先ほど御答弁いたしました太陽光発電のケースと同じでございます。脱炭素社会を実現するという意味では物すごく重要であると私どもも認識をいたしております。

ただ、先ほど申し上げましたような容量、予算等の条件がございますので、蓄電池につきましても多面的にちょっと検討させていただきたいと思っておるところでございます。

**○2番（高山正信君）**

ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

近年では、台風はもちろん、線状降水帯の発生に伴うゲリラ豪雨による河川の氾濫など増加する災害を視野に入れた防災機能強化が必要ではないかと思うんですが、そこで、最後に

市長にお伺いしたいんですが、学校施設や、それ以外の公共施設において再生可能エネルギーの導入は節電と両輪で進めていかないといけないと思っております。今回は、その中で再生可能エネルギーについてお伺いしたのですが、今後、太陽光発電や蓄電池を学校施設を含む公共施設に導入することに対してどのように考えてあるか、お伺いします。

**○市長（三田村統之君）**

お答えします。

エネルギーの確保というのは極めて重要な課題でございます。御承知のとおり、例えば、例を挙げますと原子力発電所ですね、休止しているところをさらに今度拡大して稼働させると国の考え方が今変わってきております。それだけこの電力を含めたエネルギーの問題は、極めて今後重要な課題になってくることは間違いありません。今、議員おっしゃるように、私どもも小さい基礎自治体でありますけれども、その努力は精いっぱいやっていかなければならないと考えておるところでございます。

ただ、太陽光パネルの例を挙げますと、八女市の場合は御承知のとおり、農地、農業が経済の中心で今日まで来ておりますし、今でも、先日の報道でもありましたように農産物の輸出が急激に増えている状況でございます。しかし、増えているけれども、逆に国内の自給率というのは40%を切っているという非常に難しい状況にもなっているわけでございます。しかしながら、やっぱり農業は私たち八女市の基幹産業でありますからしっかりと守っていかなきゃいかんと。

そういう農業とか、ほかにもあると思いますけれども、支障が出るようなことがあってはならない。できるだけ電力の確保のために太陽光パネル、あるいはいろんな意味で二酸化炭素の排出削減等も努力をしていかなければなりません、その辺りも十分配慮しながら、基幹の産業に影響を逆に与えるような取組はできないわけでございますので、その辺りは十分教育委員会、あるいはまた、いろんな各種団体との協議もしながら取り組んでいかなければならないと。当然議員おっしゃるように前向きに取り組んでいく決意でございますから、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

**○2番（高山正信君）**

ぜひとも前向きにお願いします。

先ほども言いましたように、自治体の建物の場合、2030年までに設置可能な箇所には50%太陽光を導入するように言われておりますし、2040年までには100%導入されていることを目指すと書かれておりますので、前向きに早急に対応をお願いして、次に移らせていただきたいと思っております。

次に、八女市の農業についてですが、八女市の農業を取り巻く状況を見ますと、コロナ禍に伴う消費形態の変化やウクライナ情勢に伴う肥料等の高騰など、農業経営に大きな負担や

不安を強いられております。このような中、イチゴ、ナス、ブドウ、梨、温州ミカンなどの品目については安定した所得を確保できているんじゃないかなと認識しております。

一昔前までは、もうかる農業なら後継者は確保できると伺っていましたが、安定した所得を確保できる農家においても担い手が減少しています。限られた担い手農家で今の農業産地を維持するためには、日常の肥培管理に新しい技術を導入し、規模拡大を図る必要があるのではないかと考えております。

そこで、農業者の動態についてと近年注目されていますスマート農業について質問をさせていただきます。

まず、農業者の動態についてですが、市長答弁では2010年からの10年間で約35%の農家が減少、戸数にしまして約2,000戸が減少したとのことでした。国勢調査を見ますと、2010年の八女市の人口が6万9,057人、2020年の八女市の人口については6万608人と推移しております。2010年を基準にしますと13%減少しているのですが、いかに農家の減少が著しいか、うかがえる数値となっていると思います。

そこで、お伺いしたいんですが、農家の年齢構成はどのような推移となっているのか、お伺いします。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農家の年齢比率につきまして報告させていただきます。

2010年農林業センサス、65歳未満55.8%、65歳以上44.2%、2015年農林業センサス、65歳未満49.5%、65歳以上50.5%、直近であります2020年農林業センサス、65歳未満42.1%、65歳以上57.9%、直近の報告では10年前に比べて65歳以上の比率が過半を超えるような傾向となっております。

以上となります。

#### ○2番（高山正信君）

2010年で65歳未満が55.8%、65歳以上が44.2%、これが2020年では65歳未満が42.1%、65歳以上が57.9%ということですが、2010年からの10年間で65歳以上が約58%となり、65歳未満と65歳以上の比率が逆転するような値で推移していることかと思いますが、先ほど同様、国勢調査を見ますと、2010年の65歳以上が占める八女市人口比率が約30%、2020年には約37%と推移しています。

農家の高齢化が著しく進行していることがうかがえる数字だと思うんですが、そこで、お伺いします。農業産出額はどのような推移をしているのか、お伺いします。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

ここ5年間のJAの販売額、八女市分ですね、こちらのほうを見ますと、平成29年から令和元年、この3年間につきましては約190億円（同ページ後段で訂正）、令和2年、令和3年、この2年間については約170億円で推移しております。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

過去5年で、平成29年から令和元年が190億円（「すみません、180億円です」と呼ぶ者あり）それは令和2年から令和3年がですか。

この数年間、コロナの影響があったものの、安定した販売額で推移しているんじゃないかと思うんですが、それでは、八女市農業の現状を集約しますと、農家数の減少と担い手農家の高齢化は進行しているんですが、農業産出額は横ばいの状態、つまり、一人一人の農家が栽培技術の向上や規模拡大に取り組み、産地維持に取り組みされている努力の結果ではないかなと思います。

しかし、確実に生産現場における労働力は低下しています。季節的な雇用である労働者も高齢化し、雇用がなかなか厳しい状況です。また、コロナ禍においては、外国人研修生などの確保も大変厳しい状況だったと伺っております。

この労働力低下の対策の一つとしてスマート農業の導入があるのではないかなと思いますが、そこで、次のスマート農業の実現に向けた取組について質問させていただきますが、まず、スマート農業とはどのようなものを指すのか、お伺いします。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

すみません、先ほどちょっと私が間違っておりました。農業産出額について再度説明させていただきます。

平成29年から令和元年につきましては180億円（同ページ前段を訂正）、令和2年から令和3年につきましては170億円です。すみません。

スマート農業につきましては、新しい電子技術を導入した農業を総称して一般的にスマート農業と指されているものと認識しております。大きく分けまして、3つの新しい技術に分類されております。

まず1点目、コンピューターを中心とした情報通信技術を活用する。一般的にICTと言われるような技術となります。具体的にはハウス内の環境装置、例えば、温度でありましたり、湿度でありましたり、CO<sub>2</sub>の濃度でありましたり、こういったものを測定する、また、データを保存するような機器、ICTとなります。

2つ目がインターネットによる相互通信を活用する。これは一般的にはIoTと言われる部分です。ウェブカメラなどを使いまして、手元にあるスマホ、パソコンなどで映像を確認

し、遠隔操作を行うようなものがI o Tとなります。

3つ目が人工知能を活用するAI。こちらにつきましては、まだ実際、商品化されているものについては私ちょっと認識がございませんけど、学習をさせて、例えば、収穫時期であったり、防除時期のほうをコンピューターで計算させるようなことにつながると認識しております。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

例えば、ドローンなどは、コンピューター制御により自動操縦が可能であると聞いております。その自動操縦技術がスマート農業に該当すると認識しているんですが、単に空中から農薬を散布するだけではスマート農業とは呼べないということじゃないかと思うんですが、そこで、お伺いしたいんですが、スマート農業の活用は労働力の軽減以外にも管理作業の数値化などにより様々なメリットがあると思います。市としてスマート農業のメリットをどのように認識されているのか、お伺いします。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

スマート農業のメリットにつきましては、大きく分類いたしまして、5つあるのではないかと認識しております。

まず、1点目が重労働、危険労働からの軽減。例えば、ドローンを使いますと防除作業が楽になります。あとは傾斜地、危険なほ場であっても、そちらのほうで軽減されると認識しております。

2つ目が機械化、省力化に伴う規模拡大。オートメーションな機械を活用することによって時間短縮が図られ、その分、規模拡大が図られるということです。

3つ目が作物能力の最大化。こちらにつきましては、気温とか二酸化炭素濃度などをセンサーによってデータ化することによりまして、作物が本来持つ能力で、適期に適切な量だけ、例えば、かん水を行いましたり、肥料を与えましたり、部分防除を行うなど作物の最大化を生かせるという技術があります。

4点目、生産技術の画一化。こちらにつきましても、ほ場のデータ化に伴いまして、本来であれば、例えば、経験からくる予測とか長年の勘とかいう部分に頼っていた管理のほうの数値化されますので、画一した肥培管理が行われるようになります。それによって、経験が少ない、例えば、若い農業者、新規就農者も数値に基づく管理が可能になると認識しております。

最後に、5つ目が生産管理の作業の明確化。こちらは作業管理を、例えば、農薬散布でありましたり、除草作業でありましたり、そういったものの詳細情報をデータ化することに

よって、消費者に安全と信頼を届けることにつながるものと認識しております。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）

今言われたのを聞きますと、労働に関するメリット以外にも多くのメリットがあると認識したところでございますが、特に農産物は年に1度しか収穫できない品目も多く、経験の少ない若い農業者は適期の管理作業に迷いが生じたりすることが多いかと思えます。スマート農業により、ほ場内を数値化することにより、経験ではなく数値から見た管理作業が可能となり、若い農業者や就農希望者にとっては夢のある農業となると期待しているわけですが、そのような農業を確立するためにも現場レベルでの実証実験や実証導入が重要であると思えます。

そこで、お伺いしたいのですが、八女市内におけるスマート農業の技術確立のための実証実験は行われているのかをお伺いします。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

県のほうが、平成30年度からの取組になりますけど、八女伝統本玉露IoTシステム開発・実証事業ということで、八女市星野村の玉露園におきまして、IoTセンサーからインターネット経由で気象データ、あとは茶葉の葉色でありましたり、土壌水分データでありましたり、そういったものをスマホで連続的に受け取りまして、玉露生産者が本来経験で培ってくる遮光のやり方とか、わらの厚さとか、そういったものをデータ化して、今後、経験の少ない若い玉露生産者にも活用していただくようモデル的な取組をされております。

また、今年度からの取組になりますけど、こちらも県の取組になりますけど、あまおう匠の技伝承事業ということで、熟練の生産者、経験豊かな生産者、例えば、坪収量が多い生産者などの体というか、顔に――眼鏡のここにカメラがついているやつですね、スマートグラスと一般的に言うんですけど、そういう熟練の方の目線、例えば、どういう管理作業をやっているのか、パック詰めはどういう目線でやっているのか、そういったものを映像化して、若い農業者、新規就農者に向けてその映像を提供して、熟練の方はこういう目線でこういう作業をされていますよということを広げて、若いときから生産量、品質向上につながるよう取り組むようになっております。

それ以外にもJAの部会において、スマート農業の導入に向けたイノベーションの研究会の設置とか、あと関係機関、団体におきまして、スマート農業に伴う機械の実演会などが現在開催されております。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）



スマート農業への関心は年々大きくなっているものと思っておりますが、そのためにも関係機関が連携し、推進を図っていただきたいと思います。また、農業用ドローンやハウス内の環境測定器などは既に実用化され、導入も進んでいると聞いているんですが、そこで、お伺いしたいんですが、八女市におけるスマート農業の導入実績はどのようなものがあるのか、お伺いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

現在把握しておりますスマート農業に伴う導入実績につきましては、農業用ドローン、こちらのほうが11台、あとはCO<sub>2</sub>とか水分を測るような環境測定装置が38台、あと菊の家庭選別であります自動選別機、こちらのほうが23台導入となっております。

以上となります。

**○2番（高山正信君）**

商品化された農業用ドローンなどについては、既に多くの方が農業経営に取り入れられている実績が分かるんですが、やはりスマート農業に対し、多くの生産農家が期待しており、経営維持、所得確保には必要であると認識されているものと思っております。

しかし、導入に対しては金銭的な負担も強いられることとなりますので、個々の経営規模や確保できる労働力、ほ場条件などを十分に考慮し、それぞれの農業経営の身の丈に即した導入をする必要があると思うんですが、そこで、お伺いしたいんですが、スマート農業を導入するに当たり活用できる補助金はどのようなものがあるのか、また、補助率がどのようになっているのか、お伺いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

現在活用しております補助事業について御紹介させていただきます。

土地利用型農業におけるドローンとか、そういったものの導入につきましては、県の事業となりますけど、水田農業DX推進事業を活用しております。補助率につきましては、県、市合わせたところで2分の1補助となっております。

続きまして、施設内で環境測定装置とか、先ほど言いました菊の自動選別機、こちらにつきましては、同じく県の事業であります園芸農業等総合対策事業のほうを活用しております。補助率も同じく2分の1となっております。

以上となります。

**○2番（高山正信君）**

導入に対して2分の1の補助が得られるということは、生産農家においては大変ありがたい事業だと思うんですが、国もスマート化、デジタル化を推進しています。今後ますます補

助金のメニューは拡大するものと思われまますので、行政におかれましては、アンテナを高くしていただいて、情報の収集をしていただけたらと思います。

そこで、お伺いしますが、冒頭で申しましたが、農業現場における労働力不足の対応策としてスマート農業の推進は必要であるか、市の考えをお聞かせください。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

農業経営におきまして、労働力不足につきましては大きな課題であると認識しております。その解決の一つの手法として、スマート農業の発展、導入につきましては大いに期待しておりますところでございます。また、今後、農業経営には必要不可欠になってくるのではないかと認識しておりますところでございます。このスマート農業につきましては、関係機関と連携しまして、今後も調査、分析、導入に向けた支援、こういったものを進めていきたいと思っております。

また、同時に、労働力不足の対策といたしましては、ほかにも担い手の確保、育成、あとは効率の上がるようなほ場の基盤整備など、いろんな手法、手段があると認識しておりますので、そういった手段、手法を複合的に用いて労働力不足の解決に向けて推進を図りたいと思っております。

以上となります。

**○2番（高山正信君）**

今後も担い手農家の減少や高齢化に伴う労働力不足は避けられないものと思っております。その対応策として、スマート農業に大きな可能性があると思っております。現在、各農機具メーカーが研究開発を進められており、近い将来、実践投入される機械機器も増加すると思うんですが、次の時代にも農業の産地を残し、次世代の担い手農家が安定して農業経営を行われるよう、八女市におかれましては県普及センターやJ Aと密な連携を図り、推進を図られますようお願いいたします。

最後に、市長にお伺いしますが、本日は今後減少するであろう農業力に対する一つの対応策としてスマート農業について質問させていただきました。八女市におけるスマート農業の必要性に対し、市長はどのように考えておられるか、お聞きします。

**○市長（三田村統之君）**

大変貴重な御意見を聞かせていただきありがとうございます。

やはり農業従事者が減少しているというのはいろんな問題があるわけでしょうけれども、これからその労働力を確保する、あるいは後継者を確保する、あるいはまた、現在他でサラリーマンとして働いている若い人が農業に参入してくる、こういう形になるためには、何といてもやはり農業で収益を上げることが極めて重要である。収益があまり上がらないのに

帰ってきて農業をしてくれと言っても、それは恐らく無理な話で、やはり農業というのはこれだけ八女で、例えば、今おっしゃったように電照菊とか、あまおうとか、キウイフルーツとかございますけれども、そういうもので収益を上げることがまず後継者をつくることの一番大事なことだろうと思います。

収益が上がって、そして、この豊かな自然の中で人生を送る。農業生産して人生を送ることができる。こういう希望を持っている若い世代というのは、私は増加していると思っています。そういう面では、収益を上げるためには、今、議員おっしゃるようにスマート農業を導入して、そして、できるだけ収益を上げて、若い方、あるいはまた、60歳を超えた方々に農業に従事していただく。こういうことを我々は考えていかなければいけないだろうと思っていますので、このスマート農業については、私どもも県、あるいはまた、JAとしっかり連携して前向きに取り組んでいきたいと思っています。

#### ○2番（高山正信君）

八女市の人口動態を見ても人口は減少しており、今後も農家の減少は避けられないと思います。結果、八女市の農業産地力の低下が大変心配されます。次の八女市農業を担う若い農業者や若い就農希望者が安心して就農できるためにもスマート農業を含めた総合的な支援をお願いして、質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（角田恵一君）

2番高山正信議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時52分 延会